

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月19日
【事業年度】	第8期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
【会社名】	株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス
【英訳名】	Human Creation Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富永 邦昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5157-4100
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 河邊 貴善
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5157-4100
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 河邊 貴善
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)	4,565,004	5,035,418	5,803,431	6,486,545	7,165,784
経常利益 (千円)	303,442	464,020	546,491	701,093	629,675
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	210,268	275,887	343,001	438,431	404,033
包括利益 (千円)	210,181	275,887	343,001	419,390	383,650
純資産額 (千円)	637,038	1,064,190	915,759	1,061,877	1,352,664
総資産額 (千円)	1,855,481	2,192,371	2,535,722	2,963,290	2,977,667
1株当たり純資産額 (円)	344.58	552.43	526.49	642.40	819.91
1株当たり当期純利益 (円)	116.43	146.05	189.22	264.72	246.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	264.71	246.17
自己資本比率 (%)	34.3	48.5	35.8	35.5	44.8
自己資本利益率 (%)	40.9	32.4	34.8	44.7	33.9
株価収益率 (倍)	-	18.63	10.04	9.89	8.16
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	338,924	267,527	373,481	722,937	481,448
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	269,546	51,737	335,002	169,245	3,112
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	118,445	44,414	211,836	206,467	495,906
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	586,016	846,220	672,863	1,020,088	1,002,516
従業員数 (人)	764	777	805	815	854
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(4)	(113)	(124)	(77)

(注) 1. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が期末時点において存在しないため、記載していません。

2. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

3. 第4期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。

4. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
営業収益 (千円)	570,496	670,322	740,342	544,479	621,751
経常利益 (千円)	287,689	362,214	352,435	170,571	250,553
当期純利益 (千円)	248,997	314,593	314,154	115,848	173,909
資本金 (千円)	117,790	193,661	193,661	193,661	193,661
発行済株式総数 (株)	616,250	1,926,550	1,926,550	1,926,550	1,926,550
純資産額 (千円)	486,313	952,170	774,892	598,427	659,091
総資産額 (千円)	1,409,631	1,818,586	2,077,812	2,225,768	2,281,661
1株当たり純資産額 (円)	263.05	494.28	444.78	359.53	393.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	48.98 (-)	50.00 (-)	51.00 (-)	52.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	137.87	166.54	173.31	69.95	105.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	69.95	105.96
自己資本比率 (%)	34.5	52.4	36.9	26.5	28.0
自己資本利益率 (%)	72.4	43.7	36.6	17.1	28.3
株価収益率 (倍)	-	16.34	10.96	37.43	18.97
配当性向 (%)	-	29.4	28.9	72.9	49.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	9 (-)	11 (-)	7 (1)	10 (1)	11 (1)
株主総利回り (比較指標：東証グロース指標) (%)	- (-)	- (-)	71.6 (78.4)	99.9 (83.2)	79.4 (73.7)
最高株価 (円)	-	4,555	2,731	2,990	2,764
最低株価 (円)	-	2,315	1,630	1,858	1,701

(注) 1. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が期末時点において存在しないため、記載しておりません。

2. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第4期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第4期は配当を実施しておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。

5. 当社は、2020年12月15日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

7. 2021年3月16日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第4期及び第5期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第6期の株主総利回り及び比較指標は、第5期末を基準として算定しております。
8. 最高株価及び最低株価は2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものです。
なお、2021年3月16日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社は、前身である株式会社バンキング・システムズから、現在に至る純粋持株会社体制に移行するため、2016年10月に株式移転の方式により設立されました。

純粋持株会社体制に移行した目的は、グループ全体の経営と個別事業の執行を分離し、事業会社への権限移譲による意思決定の迅速化と、それによる事業拡大の促進、ガバナンス強化を推進するためです。

株式会社バンキング・システムズ設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりです。

1974年10月	金融機関向けのハード販売・開発・保守運用を目的として株式会社バンキング・システムズを設立。設立後まもなく派遣事業を開始し、主力事業となる。
2014年10月	保有していた自社ソフトの販売・保守業務の譲渡を目的として株式会社ショップブック・ジャパンが分社。
2016年10月	株式会社バンキング・システムズからの株式移転の方式により、純粋持株会社である当社（株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス）を設立。 IT技術者育成を目的として、株式会社ゼロスクを設立。 株式会社シーピーアイ・リパティアー・算法（現・株式会社シー・エル・エス）の全株式を取得（現・連結子会社）。
2017年7月	株式会社シーピーアイ・リパティアー・算法の商号を、株式会社シー・エル・エスに変更。
2017年11月	中国におけるIT技術者育成を目的として、中華人民共和国山東省に即戦力信息科技有限公司（威海）有限公司を設立。
2018年6月	現在の事業に沿った社名とするため、株式会社ブレンナレッジシステムズを設立（現・連結子会社）。
2018年9月	株式会社バンキング・システムズが株式会社マイネットの事業を譲受。
2019年1月	国内グループ全社の本社を東京都千代田区霞が関に移転。
2019年4月	株式会社バンキング・システムズが営む一切の事業に関する権利義務の全部を株式会社ブレンナレッジシステムズに承継する吸収分割を実施し、株式会社バンキング・システムズの全株式を譲渡。
2019年7月	システムコンサルティング・受託に特化した事業を展開するため、株式会社アセットコンサルティングフォースを設立（現・連結子会社）。
2019年10月	株式会社ゼロスクを株式会社ブレンナレッジシステムズに吸収合併。 株式会社セイリングの全株式を取得（現・連結子会社）。
2020年6月	即戦力信息科技有限公司（威海）有限公司の清算結了。
2021年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2021年6月	株式会社アセットコンサルティングフォースが株式会社グローステクノロジーズの事業を譲受。
2021年10月	株式会社ヒューマンベースの全株式を取得（現・連結子会社）。
2022年4月	株式会社コスモピアの全株式を取得（2022年4月より連結子会社）。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行。
2024年2月	株式会社TARAの全株式を取得（2024年2月より連結子会社）。
2024年10月	株式会社シー・エル・エスが営む一切の事業に関する権利義務の全部を株式会社ブレンナレッジシステムズに承継する吸収合併を実施。

3【事業の内容】

当社グループは、純粋持株会社である当社と、事業を担う連結子会社7社の計8社で構成されており、エンジニア派遣に特化した技術者派遣事業及びITシステムに関わるコンサルティング・受託開発事業を主たる事業としております。当社グループが行う事業の契約形態には、派遣契約、請負契約等があります。当社グループは、主として派遣契約を顧客企業と締結することで事業を展開しておりますが、一部の顧客企業に対しては請負契約等を締結しております。

当社は、持株会社として当社グループ全社の戦略策定の他、各子会社に対し、業務委託契約に基づく経営管理業務を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

<システムソリューションサービス事業の概要>

システムソリューションサービス事業とは、主要顧客であるシステムインテグレーターやメーカーを經由して受託した企業向け社内システム構築などの開発案件に参画し、エンジニアの顧客企業先常駐を基本としてシステムの開発・保守を行う技術者派遣事業です。また、システムの利用者となるエンドユーザーから直接受託したシステムの構築についても行っております。システムソリューションサービスの提供先は、金融サービス業界、製造・流通業界、エネルギー業界、公共・医療業界、通信・メディア業界など幅広く、開発領域についても、物流、製造、マーケティング・販売、サービスなど多岐に渡ります。

なお、2019年7月にはシステムコンサルティング・受託に特化した株式会社アセットコンサルティングフォースを設立、2019年10月にはシステム開発後の保守運用を主とする株式会社セイリング、2021年10月にはERP（エンタープライズ・リソース・プランニング、統合基幹業務システム）領域におけるシステムコンサルティング・開発を主とする株式会社ヒューマンベース、2022年4月にシステムサポートデスクの運営受託等を主とする株式会社コスモピア、2024年2月にAIソリューションを提供する株式会社TARAがグループ入りしました。これにより当社グループ内で、システム開発における上流工程から最終工程まで全工程に対して、エンジニア派遣を通じたソフトウェア開発における技術の提供が可能となりました。

なお、事業を担う連結子会社7社の事業内容は以下の通りであります。

株式会社アセットコンサルティングフォース

SI（システムインテグレーション・システム開発領域）の前工程＝上流工程を担い、顧客企業の経営課題解決のコンサルティングを主体としております。経営課題抽出を通じてIT投資予算の獲得・拡大まで関与するため、システムソリューションサービスの頭脳部分であり、後工程の付加価値レベル向上に貢献しております。同時にSIの上流工程である要件定義・PM（プロジェクトマネジメント）を実践し、開発品質向上及び当社グループのエンジニアの早期育成環境提供の両立を目指しております。

株式会社ヒューマンベース

ERP（エンタープライズ・リソース・プランニング、統合基幹業務システム）領域におけるシステムコンサルティング・開発を主体としております。企業の基幹業務（財務会計、管理会計、人事労務、購買物流等）の最適化・効率化・自動化を支援するBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）コンサルタントとして、PMO（プロジェクト・マネジメント・オフィス）運営支援、SAP・Oracle等のERPアプリケーション導入・開発、RPA等による自動化スキーム構築等のソリューションを提供しています。

株式会社シー・エル・エス

SIにおける要件定義・基本設計を担うシステムエンジニア集団であります。首都・東京圏に集中したプロジェクトチーム単位で、主として派遣契約に基づく技術者派遣を通じた技術的な課題解決を行っております。また、グループ会社である株式会社ブレンナレッジシステムズに所属するエンジニアの早期育成環境提供の役割も持っております。

株式会社ブレンナレッジシステムズ

SIにおける基本設計・詳細設計を担い、全国6拠点（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡）で展開する当社グループ最大の要員を有するシステムエンジニア・プログラマー集団であります。主として派遣契約に基づく技術者派遣を通じてプロジェクトチーム単位での参画に加え、緊急性が高いSI案件（＝プロジェクトの遅延、他社エンジニアの離任に伴う緊急補充等）への技術的な課題解決を行っております。

株式会社セイリング

主として派遣契約に基づく技術者派遣を通じて、SI、開発終了後、すべてのシステムにおいて必要となるシステム更改、機能拡張・改善、保守運用を担う、主にインフラ整備を行うエンジニアを有する集団であります。SI工程の最終工程を担っているため、長期・安定型技術者派遣の提供が特徴であります。

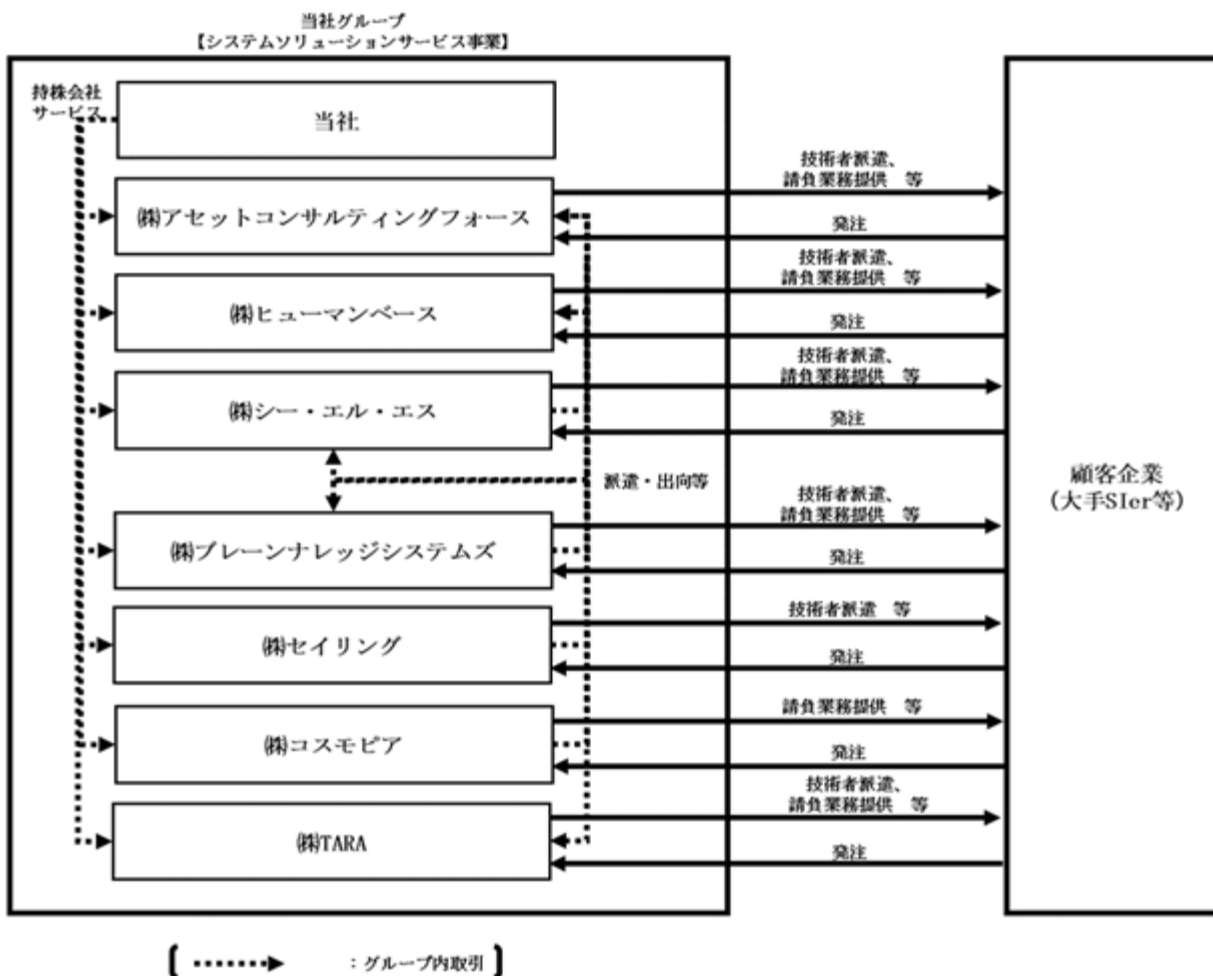
株式会社コスモピア

主としてBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）分野において、中央省庁や大手BtoC企業等の顧客に対して、システムサポートの提供やサポートデスクの運営受託等のサービスを提供しております。当社グループが開発したシステム納品後の運用支援領域でのサービス拡充につながるのみならず、システム運用支援業務のなかで生じる顧客ニーズをタイムリーに把握することで新規システム開発の需要を顕在化させる「二周目開発」のコンサルティング営業チームとしての役割も持っております。

株式会社TARA

主として、AIソリューション分野において、小売業、流通業、通信業、製造業など多岐にわたる大手企業や地方自治体等の顧客に対して、オリジナル開発された人物検知AIカメラを駆使し、当該機器から得られるデータ分析に基づき、次世代店舗モデル構想設計や次世代顧客体験の設計、データサイエンスによるマーケティング強化、店舗オペレーションの高度化・省力化等のデータドリブン経営提案・経営課題解決コンサルティングを提供しております。

[事業系統図]



また、当社グループ全体でのエンジニアの構成は、PM/PL (*1) クラス157人、SE (*2) クラス284人、PG (*3) クラス271人、その他 (*4) クラス76人 (2024年9月末現在) となっています。

*1. プロジェクトマネージャー、及びプロジェクトリーダーの略。プロジェクトマネージャーは、ステークホルダー全員に対しプロジェクト全体の管理を行う。プロジェクトリーダーは、プロジェクトマネージャーが立てた計画を実行する現場監督のような役割を担う。要件定義以上の上流工程に対応可能な人材。

*2. システムエンジニアの略。システムエンジニアは、顧客の要望・要求に基づいてシステムを設計する役割を担う。基本設計から開発迄の工程に対応可能な人材。

*3. プログラマーの略。システムエンジニアの設計に基づきプログラミングを行う。運用保守やテスト/評価の実務を担うエンジニアも含む。

*4. ハードの設計・開発、組込み等の業務を行う人材。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ブレンナレ ッジシステムズ (注)3、4	東京都千代田区	90,000	システムソ リューション サービス事業	100	経営管理業務を受託してい る。役員の兼任あり。
株式会社シー・エル・エ ス (注)3、5	東京都千代田区	85,250	システムソ リューション サービス事業	100	経営管理業務を受託してい る。役員の兼任あり。
株式会社アセットコンサ ルティングフォース (注)3、6	東京都千代田区	50,000	システムソ リューション サービス事業	100	経営管理業務を受託してい る。役員の兼任あり。
株式会社セイリング (注)3	東京都千代田区	30,000	システムソ リューション サービス事業	100	経営管理業務を受託してい る。役員の兼任あり。
株式会社ヒューマンベ ース (注)3	大阪府大阪市北区	40,000	システムソ リューション サービス事業	100	経営管理業務を受託してい る。役員の兼任あり。
株式会社コスモピア (注)3	東京都千代田区	20,000	システムソ リューション サービス事業	100	経営管理業務を受託してい る。役員の兼任あり。
株式会社TARA (注)3	神奈川県藤沢市	10,000	システムソ リューション サービス事業	100	経営管理業務を受託してい る。役員の兼任あり。

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 株式会社ブレンナレッジシステムズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(2024年9月期)

- (1) 売上高 4,134,130千円
- (2) 経常利益 296,894千円
- (3) 当期純利益 218,603千円
- (4) 純資産額 982,909千円
- (5) 総資産額 1,708,878千円

5. 株式会社シー・エル・エスについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(2024年9月期)

- (1) 売上高 1,222,925千円
- (2) 経常利益 57,440千円
- (3) 当期純利益 38,829千円
- (4) 純資産額 283,116千円
- (5) 総資産額 430,049千円

6. 株式会社アセットコンサルティングフォースについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等（2024年9月期）

（1）売上高	779,907千円
（2）経常利益	45,586千円
（3）当期純利益	30,655千円
（4）純資産額	100,404千円
（5）総資産額	287,899千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)
854 (77)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
11 (1)	43.3	3.9	5,249

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

名称	労働者の男女の賃金の差異(%)		
	全労働者	うち正社員	うち契約社員
株式会社ブレンナレッジシステムズ	89.9	90.5	80.2

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 連結子会社のうち、常時雇用する労働者が301名以上の国内連結子会社の「労働者の男女の賃金の差異」のみを記載しております。その他の国内連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、企業理念「Technology × Human = Future Creation (ITと人財(注)で未来を創造する)」に基づき、主に人財を育成し、拡充することによってシステムソリューションサービス事業を拡大させ、発展し続けていくことを目指しております。また、その過程においては、安定的な利益の確保と持続的な成長の維持との均衡を重視しており、これらを通して企業価値を高め、長期にわたって顧客企業、株主、従業員を含むステークホルダーの期待に応えることを基本方針としております。

中長期ビジョンとしては、「答えを創る次世代の経営課題コンサルティング企業」として技術力・規模ともにシステムソリューションサービス業界の首位グループとなることを掲げております。これを実現するためには、「業界有数の人財数」、「業界有数の技術力」、「オリジナルの制度に基づく人財育成力」のすべてを充足させることが必要と考えており、今後もこれらの指標の向上に努めてまいります。

注：当社グループは1974年に創業して以来、約半世紀に渡ってITというツールを通じて、人としてのあり方を追求してきたグループです。

ひとりの人間がひとりで成し遂げられることにはおのずと限界があります。

ひとりの人間が何かを思い、共感する仲間を集め、お互いを高めあうことで、成し遂げられることには無限の可能性が広がってきます。

また、成し遂げたことを自分ひとりで喜ぶのではなく仲間と分かち合うことでその喜びは何倍にも膨らむもの、と考えております。

そのため当社グループでは、何よりも「人」を一番の財産と考え『人財』と表現しております。

一人一人が力を合わせ、人を育てることに喜びを感じ、成果を分かち合うことに喜びを感じ、また人のために自分が頑張る・頑張れる...そんな考え方・活力を持った企業グループに成長していると考えております。

上記の考えに基づき、当社グループにおける正式な表記とさせていただいておりますことから、対外的に発信する情報の中でも、同表記を統一的に用いております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、より高付加価値なサービスを提供することにより競争力を維持し業績を向上させていくことが重要であると認識していることから、中期利益計画策定にあたり重視している経営指標はコンサルティング及び受託開発・運用を手掛ける各子会社(株式会社アセットコンサルティングフォース、株式会社セイリング、株式会社ヒューマンベース、株式会社コスモピア及び株式会社TARA)の売上高と、株式会社プレーンナレッジシステムの受託案件を集計した「戦略領域」の売上高となります。

(戦略領域売上高の推移)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
戦略領域売上高 (百万円)	605	1,042	1,717	2,101	2,190

また、当社グループのエンジニアの保有人数と稼働率と平均契約単価についても経営指標として重視しており、前連結会計年度より向上させることを目安としております。

エンジニアの保有人数については、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い一時的に採用を抑制したものの、緊急事態宣言の解除以降、経済活動が徐々に再開したことから、概ね計画通りの水準となりました。

稼働率については、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、技術者派遣需要が停滞したことから一時的に低下しました。

平均契約単価についても同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い案件の延期等が発生したものの、経済活動が再開したことから概ね計画通りの水準となりました。

(保有人数、稼働率及び平均契約単価の推移)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
保有人数 (人)	709	721	762	758	788
稼働率 (%)	96.1	97.7	98.8	98.9	98.4
平均契約単価 (千円)	557	570	590	617	645

(保有人数は、各連結会計年度末におけるグループ全体のエンジニア数)

(稼働率は、株式会社ブレンナレッジシステムズ、株式会社シー・エル・エス、株式会社セイリングおよび株式会社ヒューマンベースの月中稼働者(在籍者のうち顧客企業の業務に就業中のエンジニア)の件費合計を同4社の月末時点総人件費で除した値の通年平均)

(平均契約単価は、エンジニア一人当たり月単位の単価を指しております。各年度10~9月の契約単価の総和÷稼働人月の総和にて算出しており、また正社員の他にビジネスパートナーの契約単価および稼働人月を加算しております。集計対象は株式会社ブレンナレッジシステムズ、株式会社シー・エル・エスの2社であります。)

(3) 経営戦略等

当社グループは、2019年7月に設立した株式会社アセットコンサルティングフォース、および2019年10月にシステム開発後の保守運用を主とする株式会社セイリング、2021年10月にERP(エンタープライズ・リソース・プランニング、統合基幹業務システム)領域におけるシステムコンサルティング・開発を主とする株式会社ヒューマンベース、2022年4月にシステムサポートデスクの運営受託等を主とする株式会社コスモピア、2024年2月にAIソリューションを提供する株式会社TARAがグループ入りしたことにより、上流工程から最終工程まで全工程において派遣を通じたソフトウェア開発における技術の提供が可能になりました。この独自のグループ体制を活かし、幅広い業界に対する上流工程の開拓と、システム開発全行程への人材サービス提供を目標として、以下の経営戦略に取り組んでおります。

戦略領域における積極的なM&A推進

当社グループは、コンサルティング及び受託開発・運用を手掛ける各子会社(株式会社アセットコンサルティングフォース、株式会社セイリング、株式会社ヒューマンベース、株式会社コスモピア及び株式会社TARA)の売上高と、株式会社ブレンナレッジシステムズの受託案件の合計を「戦略領域」として定義しております。

当該戦略領域の属する国内におけるデジタルビジネスプロフェッショナルサービス市場は、国内民間IT市場よりも高い成長率を継続すると見通されていることから、M&Aや業務提携などの手法も積極的に活用することで、より一層の成長加速を目指します。

システム開発の各工程に派遣可能なエンジニア集団の保有

子会社7社を通して当社グループ内で、コンサルティングから運用保守までシステム開発全工程に必要なエンジニアを保有しております。上流から下流まで、それぞれ各工程に対して人材派遣を通じたフレキシブルなエンジニアの提供が可能となっております。現在主力とする派遣業における、エンジニアの技術力底上げを通じたより上流の工程の案件参画拡大に加え、今後は子会社の株式会社アセットコンサルティングフォースを中心に、コンサルティング業など利益率の高いシステム開発の上流工程領域の獲得拡大も目指します。

案件参画を通じた人材の教育効果・単価向上・受注拡大の好循環

独自のグループ体制により、案件を通じた人材の技術力を底上げ・それに伴う契約単価向上を目指します。案件参画と教育効果の好循環により、当社グループエンジニアの成長を促進させます。

以下a~dの好循環により、売上・利益の継続的な成長を目指します。

a 案件参画

システム開発のより上流工程から案件に参画します。

b エンジニアの効率配置/教育体制と質の同時確保

参画した案件について、全国6拠点の営業拠点を活用し、人員が必要な工程にフレキシブルにエンジニアをアサインすることが可能な体制となっております。また、経験値の低いエンジニアを、上流エンジニアと一緒により上の工程に派遣する育成体制をとっております。

また、独自の教育プログラム(=スキルアッププロジェクト。初級・中級・上級編に分かれており、スキマ時間での学習が可能であり、専任トレーナーが個々人に就くことで学習効率を向上)も保有しております。

c エンジニアのスキルアップ

bでより上流の工程に挑戦したエンジニアは、システム開発の流れを俯瞰して経験でき、自身のスキルアップにもつなげることができます。各種研修やグループオリジナルのeラーニング、研究会・勉強会によるマネジメントや最新技術を研究する機会の提供など、独自の教育プログラムも拡充しております。

d 各エンジニアの業務範囲拡大による量と質の拡大とそれによる単価向上

cを通じたエンジニアのスキルアップにより、上流工程に対応可能なエンジニアが増加します。これによりエンジニアの単価が上昇するとともに、より収益性の高い案件への参画が可能となります。

幅広い業種・案件に対応できる独立系の強みと、保守運用による継続的な収益計上

特定の業界や取引先、開発領域に依存せず、幅広い案件に対応可能な体制を構築することで、不測の経済環境の変化にも強い企業体質を醸成しております。長い業界経験に基づく実績・マーケティングによりクライアントから高い信頼を獲得することで、継続的な新規取引先の拡大にも努めております。

また、単発の開発受注だけでなく、開発後の保守運用を当社グループとして一貫で受注し、その後の改修・更新案件を継続的に獲得することで、安定収益を積み上げることを目指しております。

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く環境としては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの変更や行動制限の撤廃に伴う社会経済活動の正常化により、人流の回復やインバウンド需要の回復に伴って緩やかな景気回復の動きが見られたものの、ウクライナ・中東情勢による地政学リスクの高まり、及び急速な円安の進行やエネルギーや原材料価格の高騰が懸念されるなど、景気の先行きに関しては不透明な状況が続いております。一方、働き方改革を契機に業務効率化を目的とした新規システムの受注が堅調であり、ソフトウェアやIaaS(*1)がIT市場の拡大を牽引し、国内企業のIT投資額は2025年には15兆5,300億円の市場規模になると予想されています(「国内企業のIT投資実態と予測2023(株式会社矢野経済研究所)」)。一方で、ITエンジニアの供給不足数は今後も増加傾向にあり、IT人材の不足人数は2030年には2020年比で約1.5倍となる見通しです(「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果(2019年度版)(経済産業省)」)。新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークへのシフト本格化、経済産業省によるデジタルトランスフォーメーション(*2)の推進、菅内閣によるデジタル庁新設、2025年問題もIT需要の拡大に拍車をかけており、エンジニアの教育・派遣、SES(*3)等によるIT人材サービス拡充の必要性が一層高まっております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、顧客のニーズ多様化やシステム開発予算縮小に伴って案件が細分化し、大手SIerだけでは契約単価・人材確保の面から対応しきれないケースが増加しており、顧客の現場に常駐し、顧客のニーズに沿ったシステムを設計・開発するマイクロサービス(*4)の需要が高まっていると考えております。

*1. Infrastructure as a Serviceの略。インターネットを經由して、CPUやメモリなどのハードウェア、サーバーやネットワークなどのITインフラを提供するサービス。

*2. 企業がデータやデジタル技術を活用し、業務やビジネスを変革すること。業務プロセスをデジタル化するデジタルイゼーションと、ビジネスモデルそのものをデジタル化するデジタルライゼーションに分類される。

*3. System Engineering Serviceの略。顧客先に、技術的な支援を行うサービス。

*4. アプリケーション開発の手法またはアーキテクチャ。アプリケーションの構成要素を独立したサービス群へと分け、連携させる手法。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、ITを基軸にクライアントの皆さまの経営課題解決を図る「ソリューション・インテグレーター」として、事業子会社の新設、M&A及び業務提携を駆使して、システム受託開発やコンサルティングといったフィールドに業容を拡大しており、これら領域におけるインオーガニックな成長を優先課題として認識しております。当該領域では、中小企業を中心に企業再編が進んでおり、買収機会が豊富にあります。当社グループはこれまで十分な検討の上、慎重に投資判断を行い、PMI(Post Merger Integrationの略。M&A成立後の経営統合を実行するプロセス)を早期に実現する戦略的なM&Aによる非連続の成長に取り組んでまいりました。今後もそのノウハウを活かし、グループ全体として高稼働率・高収益率を維持しつつも成長に資することが可能な企業を選別して、非連続の成長を目指してまいります。

また、当社グループの事業は、現段階においては派遣契約に基づく技術者派遣によるサービス提供が中心ではありますが、コンサルタントやエンジニアが持つ経営課題解決能力・システム開発能力を顧客企業に提供することによって成り立つ人材価値提供型のビジネスモデルです。そのため、高いスキルや生産性を持つ人材シェアを高め、かつ総量

を確保することが事業拡大のために重要となります。そこで、当社グループでは人財数・技術力・人財育成力を課題とし、主に下記の取り組みを行っております。

業界有数の人財数：中途採用市場が活性化しており、近年は競争激化の影響で採用数が鈍化していることを踏まえ、媒体広告や宣伝等に投下する費用を増加して候補者へのアプローチを広く、深くしていくとともに、成果報酬型採用等のエージェントを活用した採用活動も積極的に行っております。

業界有数の技術力：当社グループ全体で注力している人脈活用による新規取引先の拡大と、取引先峻別によりコンサルタントやエンジニアの付加価値提供先の選択肢が増加し、かつ参画するプロジェクトの内容の高度化が進んでおります。高度なプロジェクトにおける現場経験を積むことに伴って、当社グループに帰属するコンサルタントやエンジニアの技術力が向上し、当社グループの人財のうちコンサルタント、プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーが占める割合を向上させていくことにより、業界有数の技術力を実現できるものと考えております。

オリジナルの制度に基づく人財育成力：成果ではなく成果を生み出す行動を重視した人事制度の制定・改善や管理監督者を対象としたマネジメント研修の継続実施、24時間・場所を選ばずスキマ時間での学習が可能な当社グループオリジナルの階層別eラーニングカリキュラムや対話を重視した研究会・勉強会の補助等社内教育プログラムの拡充等により順調に進捗しているため、こうした取り組みを今後も継続してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「Technology × Human = Future Creation (ITと人財で未来を創造する)」という企業理念のもと、グループ全体の企業価値向上を図るため、将来に向けた成長基盤の拡充と人財の育成を掲げ、成長戦略の推進に日々取り組んでいます。こういった事業活動を通じて、社会が求める高品質なサービスの提供と人材育成が、持続可能な社会の発展に貢献できると考えております。

当社は、現状ではサステナビリティに係る基本方針を定めておりませんが、サステナビリティに関する課題について、当社が具体的に対処すべき課題を明確にし、その具体的な対処法をリスク管理と収益化の観点を含め、開示できるような取り組みを、継続的に検討してまいります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりませんが、当社が置かれている経営環境を踏まえ、サステナビリティに関連するリスク及び機会について、重要性に応じてグループ経営戦略会議で識別・監視し、取締役会に報告を行う体制としております。

詳細は、「第4提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における喫緊の重要性を鑑みた記載はいたしません。

なお、当社グループにおける人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針としては、中核人材の登用等における多様性の確保の重要性を認識しております。その確保に向けた具体的な目標設定と、中長期的な人材育成方針及び社内環境整備方針の作成・実施については、今後、必要に応じて検討し、取り組みを進めてまいります。

当社グループは1974年に創業して以来、約半世紀に渡ってITというツールを通じて、人としてのあり方を追求してきたグループです。

ひとりの人間がひとりで成し遂げられることにはおのずと限界があります。

ひとりの人間が何かを思い、共感する仲間を集め、お互いを高めあうことで、成し遂げられることには無限の可能性が広がってきます。

また、成し遂げたことを自分ひとりで喜ぶのではなく仲間と分かち合うことでその喜びは何倍にも膨らむもの、と考えております。

そのため当社グループでは、何よりも「人」を一番の財産と考え『人財』と表現しております。

一人一人が力を合わせ、人を育てることに喜びを感じ、成果を分かち合うことに喜びを感じ、また人のために自分が頑張る・頑張れる...そんな考え方・活力を持った企業グループに成長していると考えております。

そのため、当社グループは、成果ではなく成果を生み出す行動を重視した人事制度の制定・改善や管理監督者を対象としたマネジメント研修の継続実施、24時間・場所を選ばずスキマ時間での学習が可能な当社グループオリジナルの階層別eラーニングカリキュラムや対話を重視した研究会・勉強会の補助等、社内教育プログラムの拡充等により順調に進捗しているため、こうした取り組みを今後も継続してまいります。

また、当社において、従業員が働きやすい就業環境を確保するために行っている取り組みは以下の通りです。

安全で働きやすい職場環境

企業が成長・発展し続けるためには、従業員が健全な状態で、安心して働ける職場環境を整備することが重要です。当社では、安全衛生管理体制をはじめ、過重労働の防止に関する施策として、健康診断及びメンタルヘルスクアを実施することで安全で働きやすい職場環境づくりを進めています。

ハラスメント対策

従業員が職場内でハラスメント被害にあったり、みかけたりした場合には、上席への報告に加え、内部通報制度として複数の窓口で相談できる体制を整えております。

プライバシーの保護

社員の個人情報について適正に取得するとともに、適切な管理を行い、その取り扱いに際しては関係法令を遵守するとともに、社員のプライバシー保護に対して慎重かつ細心の注意を払うよう努めております。

(3) リスク管理

当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連のリスク管理における詳述な記載は省略いたします。なお、今後、リスク管理に係る方針について、必要に応じて検討し、具体的な取り組みを進めていくこととしておりますが、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、グループ経営戦略会議において当社グループに関連するものを識別・評価し、その結果、当社の経営に重要な影響を与える内容について管理するとともに、重要性に応じて、取締役会に報告および対処を行うようにしております。

現状のリスク管理は、コーポレート・ガバナンスの範疇と体制にて行われており、詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の指標及び目標の記載はいたしません。

また、当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、労働者の男女の賃金の差異を指標として用いておりますが、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、当該指標に関する目標は定めておりません。

なお、当該指標の実績の詳細は、「第1 企業の概況 5 従業員の状況(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性のある主要なリスクは以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に最大限の努力をしております。また、当社グループとして必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 自然災害等によるリスク

当社グループは、地震、台風、火災、洪水等の災害、地球温暖化等の気候変動の進行による影響を受けた場合、戦争、テロ行為、コンピュータウイルスによる攻撃等が起こった場合や、それにより情報システム及び通信ネットワークの停止または誤作動が発生した場合、また、強力な新型インフルエンザ等の感染症が流行した場合等には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業活動が制限され、業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制等に関するリスク

当社グループは、主力であるシステムソリューションサービス事業では労働者派遣法など、様々な法令の規制を受けております。社会情勢の変化に応じてこれらの法制度の改正、強化、解釈の変更などが想定されます。当社グループは、諸法令に対し、遵法を旨として経営にあたっておりますが、その対応により新たな負担の発生や事業展開の変更を求められることも予測され、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループが提供するサービスであるシステムソリューションサービス事業は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（労働者派遣法）に基づいた一般労働者派遣事業として厚生労働大臣の許可を受けて行っております。労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、当社グループが一般労働者派遣事業主としての欠格事由（労働者派遣法第6条）、及び、当該事業許可の取消事由（同法第14条）に該当した場合には、厚生労働大臣が事業許可の取消、業務の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において認識している限りでは、当社グループにおいてはこれらの法令に定める欠格事由及び取消事由に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに、事業遂行に支障が生じ、業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。

また、2012年10月1日に施行された労働者派遣法改正法が当社グループの業績に与える影響は限定的でありましたが、今後の動向によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは前述の労働者派遣法その他、職業安定法、労働基準法等の労働関連法令等により、規制を受けております。法令の変更、新法令の制定、又は解釈の変更等が生じた場合、当社グループの事業が制約されることが考えられます。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、そのような事象が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

リスクへの対応策として当社管理本部にて顧問弁護士と連携し、法的規制の動向については常に注視し、臨機応変に対応できる体制を取っております。

(許認可等の状況)

許認可等の名称	有効期限	許認可等の番号	規制法令	所轄官庁等	取消事由等
株式会社アセットコンサルティングフォース 労働者派遣事業許可	2024年7月1日～ 2027年6月30日	派13-317396	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合
株式会社ブレンナレッジシステムズ 労働者派遣事業許可	2022年4月1日～ 2027年3月31日	派13-313966	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合
株式会社 シー・エル・エス 労働者派遣事業許可	2021年3月1日～ 2026年2月28日	派13-309737	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合
株式会社セイリング 労働者派遣事業許可	2021年1月1日～ 2025年12月31日	派13-300401	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合
株式会社ヒューマンベース 労働者派遣事業許可	2021年8月1日～ 2026年7月31日	派27-303500	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合
株式会社コスモピア 労働者派遣事業許可	2022年3月1日～ 2027年2月28日	派13-040279	労働者派遣法	厚生労働省	労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合

(3) 企業の買収等に関するリスク

当社グループでは、通常の営業活動によるシェア拡大に加え、事業拡大への経営資源を取得するために、企業の買収等も積極的に推進しておりますが、それらを実施する場合には、対象となる企業の財務内容や事業についてデューデリジェンスを行い、事前にリスクを把握するとともに、収益性や投資回収の可能性について検討しています。

しかしながら、国内外の経済環境の変化等の理由から、当社グループが企業の買収等を行った後の経営、事業、資産等に対して、十分なコントロールを行えない可能性があります。また、買収等した企業の顧客基盤や人財が流出する可能性もあり、当初に期待したシナジーを得られない可能性もあります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、これらの場合、当社グループが既に投資した投資額を十分に回収できないリスクが存在し、当初の期待どおりに事業を展開できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループが、ビジネスパートナーと合併会社の設立や事業提携を行う場合において、当社グループが投資先を実質的に支配することや、重要な意思決定を行うことが難しい場合があるというリスクが存在し、当初の期待どおりに事業を展開できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

リスクへの対応策として、対象企業の峻別に努めております。また、当該対象企業については外部機関を活用した十分な調査の実施、買収メリット等を総合的に勘案し検討しております。買収後はDay100プラン作成・実行など十分なPMIを行い、速やかなリスク低減に努めております。

買収した企業のクロージング後約3か月間(100日間)の統合基本計画

(4) 人財の確保に関するリスク

当社グループの事業は、意欲と技術的専門性を有した技術者により支えられており、優秀な人財の確保と育成、また定着率が最も重要な命題となります。人財の確保については、少子高齢化による労働人口の減少、理系離れ等による専門教育を受けた新規学卒者数の減少により、中長期的には人財の確保が困難になることが予測され、またネットへの悪意ある書き込みといった風評被害等が起こった場合、採用に影響を与える懸念があります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、採用において計画どおり必要とする人財を確保できない場合や離職により技術社員が大幅に減少した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

リスクへの対応策として、成果ではなく成果を生み出す行動を重視した人事制度の策定・改善や管理監督者を対象としたマネジメント研修の継続実施、24時間・場所を選ばずスキマ時間での学習が可能な当社グループオリジナルの階層別eラーニングカリキュラムや対話を重視した研究会・勉強会の補助等、社内教育プログラムの拡充等が順調に進捗していると考えられるため、こうした取り組みを今後も継続してまいります。

(5) 技術者派遣事業を取り巻く環境に関するリスク

当社グループの主要事業であるシステムソリューションサービス事業は、派遣先となる大手製造業やIT関連企業の業績動向に大きく影響を受けます。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、長期にわたる景気低迷や経済環境の変化等により、取引先企業業績の悪化に伴う設備投資の抑制や研究開発の削減が長期に続いた場合、大規模な自然災害や事故等で事業活動の停止もしくは事業継続に支障をきたす事態が発生した場合、また取引先企業の開発拠点につき海外移転等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

リスクへの対応策として、取引先は特定の業種に偏ることなく多岐に渡るため、リスクの低減は一定程度図られているものと考えておりますが、取引先の分散をより進めることで更なる低減に取り組んでまいります。

(6) 同業他社との競合に関するリスク

当社グループの主要事業であるシステムソリューションサービス事業は、市場に多数の事業者が存在しますが、将来、社会情勢の変化などにより労働者派遣法及び関係諸法令の変化に伴って業界再編が予測されます。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、このような環境下において、景気後退、同業他社間における価格競争の結果として取引単価が低迷した場合、また多くの待機状況が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 経済の影響によるリスク

当社グループの事業は、国内外の経済、景気動向及び主要顧客である大手システム開発企業各社の需要の動向に影響を受ける可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、国内外の景気の大規模な落ち込みによる大手システム開発企業各社からの受注の減少などが起きた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) のれんに関するリスク

当社グループは、のれんを計上しております。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、のれんの対象会社における経営成績悪化等により減損の兆候が生じ、回収可能価額がのれんの帳簿価額を下回る場合には、のれんの減損処理を行う必要が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 有利子負債に関するリスク

当社グループは、事業基盤と収益力の拡充による中長期的な企業価値の向上のため、企業の買収等を中心とした投資を実施しております。当連結会計年度末における当社グループ連結総資産に占める有利子負債残高（借入金等）の割合は12.6%の水準であります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、今後、企業買収等により借入金等が増加した場合、有利子負債残高が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 資金調達に関するリスク

当社グループは、必要な事業資金の一部は、金融機関からの借入等により調達しております。

当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、今後、当社グループの経営成績、財政状態の悪化や金融情勢の変化等により、思うように必要な資金調達ができない場合、当社グループの事業展開及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

(11) 訴訟等に関するリスク

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部統制システムの強化を経営上の重要課題のひとつとして位置付け、当社及びグループ各社の役員及び従業員等に対して適切な指示、指導を実施し、反社会的勢力との関係遮断や不正行為の防止・発見のために必要な予防策を講じています。

しかしながら、当社グループ及び役員、従業員等の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブルないし訴訟等が発生する可能性があります。また、特許権等の知的財産権についても訴訟のリスクがあるものと考えております。

当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、係る訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生やブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 情報システムに関するリスク

当社グループの事業活動において、情報システムの重要性が増大しております。当社グループでは、情報システムの安定的運用に努めており、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、自然災害、事故、コンピュータウイルス、不正アクセス、その他の要因により情報システムに重大な障害が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 情報漏洩に関するリスク

当社グループは、業務に関連して顧客の研究開発等の機密情報を知り得る可能性があります。また、技術者を含む従業員や、採用応募者の個人情報を大量に保有しております。これらの情報資産の保護や漏洩リスクを回避するため、情報セキュリティ規程を定め、関連規程を整備・運用し、教育研修等を通じて、機密情報及び個人情報の適正な取扱いを浸透させています。

当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、何らかの理由により機密情報及び個人情報の外部への漏洩、消失、不正利用等が発生した場合、当社グループの信用失墜、損害賠償請求の発生等により、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 品質や納期に関するリスク

当社グループの売上ににつきましては、品質管理を徹底し、きめ細かな対応を行うよう努めております。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、顧客の要望による仕様変更やトラブル等により納期が遅れた場合、売上の計上が遅れ、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式の希薄化に関するリスク

当社は、役員及び従業員に対する長期的なインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、既存の株主が有する株式価値が希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、当社は今後もストックオプション制度を活用していく方針であります。

(16) 配当政策に関するリスク

当社の利益配分につきましては、2024年9月期からスタートした中期経営計画の策定に伴い、当社グループの企業価値向上に向けた財務戦略の一環として、利益の再投資による株主価値の向上を図るとともに、事業環境、業績及び財務状況等を総合的に勘案したうえで、株主への利益還元を行うことを基本方針としております。具体的には、配当は連続増配を維持すること、総還元性向(*)は、親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上を維持すること、安定的な配当実施と併せて資本効率の向上を目的として機動的な自己株式取得等を行うことを想定し、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めます。前事業年度においては1株当たり51.00円の配当を実施しましたが、上記方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、1株当たり52.00円の配当を実施することを決定しました。この結果、配当性向は49.1%（連結配当性向21.1%）となりました。

しかしながら、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性があります。

(*) 総還元性向 = (配当 + 自己株式取得) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ14百万円増加し、2,977百万円（前連結会計年度末比0.5%増）となりました。貯蔵品の減少85百万円、投資有価証券の減少29百万円等により減少した一方で、事業拡大に伴う売掛金の増加119百万円等により増加しております。

負債合計につきましては、前連結会計年度末に比べ276百万円減少し、1,625百万円（前連結会計年度末比14.5%減）となりました。買掛金の増加59百万円、未払金の増加42百万円等により増加した一方で、借入金の返済に伴う長期借入金の減少170百万円および1年内返済予定の長期借入金の減少120百万円、未払費用の減少81百万円等により減少しております。

純資産合計につきましては、前連結会計年度末に比べ290百万円増加し、1,352百万円（前連結会計年度末比27.4%増）となりました。自己株式の取得等に伴う自己株式の増加25百万円等により減少した一方で、利益剰余金の増加320百万円により増加しております。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの変更や行動制限の撤廃に伴う社会経済活動の正常化により、人流の回復やインバウンド需要の回復に伴って緩やかな景気回復の動きが見られたものの、ウクライナ・中東情勢による地政学リスクの高まり、及び急速な円安の進行やエネルギーや原材料価格の高騰が懸念されるなど、景気の先行きに関しては不透明な状況が続いております。

一方、当社グループの主要顧客である大手システム開発企業各社における受注環境は、デジタル化による業務プロセスの効率化や変革を目指すDX（デジタル・トランスフォーメーション）需要を背景として、引続き堅調に推移しており、当該案件を推進できるIT人材やDX人材に対するニーズも力強く推移していることから、当社グループの事業活動も順調に推移しているものと認識しております。

そうした状況の中、当社グループは、コンサルティング・受託開発領域への積極投資による技術力の向上、また、技術者派遣においては、案件に係る商流の改善や技術者の技術向上を図ることで派遣単価の改善に努め、新規顧客を開拓することで技術者の稼働率の維持、改善に努めてまいりました。

このような事業環境のもと、当社グループは中長期的な経営戦略として、将来に向けた成長基盤の拡充と人材の育成を掲げ、「業界有数の人材数」、「業界有数の技術力」、「オリジナルの制度に基づく人材育成力」の醸成に努めており、従業員を財産と考える当社グループは、優秀な人材を獲得することに止まらず、既存従業員への還元・急激な物価上昇等への対応として平均給与を引き上げるなど、「人的資本経営」を重視することによるオーガニック成長を推進してまいりました。さらには、2023年における日鉄ソリューションズ株式会社及び株式会社アドバンスト・メディアとの資本業務提携の締結以降も、M&Aにより2024年2月1日付で株式会社TARAを連結子会社化するなど、インオーガニックでの非連続的な成長の実現にも積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は7,165百万円（前期比10.5%増）、売上総利益は2,078百万円（前期比5.8%増）と堅調に推移しました。一方、販売費及び一般管理費においては、人的資本経営を推進したことに伴う採用活動費の増加及び株式会社TARAの買収に関わるM&A付随費用が発生したことにより、営業利益は631百万円（前期比9.6%減）、経常利益は629百万円（前期比10.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は404百万円（前期比7.8%減）となりました（子会社別の売上高は、株式会社ブレンナレッジシステムズ：4,134百万円、株式会社シー・エル・エス：1,222百万円、株式会社アセットコンサルティングフォース：779百万円、株式会社セイリング：416百万円、株式会社ヒューマンベース：308百万円、株式会社コスモピア：521百万円、株式会社TARA：86百万円となっており、グループ内取引の相殺消去前の数値を記載しております。）。

なお、当社グループはシステムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ17百万円減少し、1,002百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及びこれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、481百万円の収入（前年同期は722百万円の収入）となりました。これは主に法人税等の支払額272百万円、売上債権の増加額104百万円を計上した一方で、税金等調整前当期純利益629百万円があったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、3百万円の支出（前年同期は169百万円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出5百万円があったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、495百万円の支出（前年同期は206百万円の支出）となりました。これは主に短期借入れによる収入200百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出396百万円、短期借入金の返済による支出174百万円、配当金の支払額83百万円があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業（システムソリューションサービス事業）は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しています。

b. 受注実績

当社グループで行う事業（システムソリューションサービス事業）は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しています。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはシステムソリューションサービス事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューションサービス事業	7,165,784	110.5
合計	7,165,784	110.5

（注）最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債及び収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。また、特に重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 2 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。また、特に重要なものについては、「第5 経理の状況 2 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

当社グループは、コンサルティング・受託開発領域への積極投資による技術力の向上、また、技術者派遣においては、案件に係る商流の改善や技術者の技術向上を図ることで派遣単価の改善に努め、新規顧客を開拓することで技術者の稼働率の維持、改善に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は7,165,784千円となり、前連結会計年度に比べ10.5%増加いたしました。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は5,087,149千円となり、結果として売上総利益は2,078,635千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費の主な項目として、給料及び手当471,109千円(売上比6.6%)、支払手数料145,866千円(売上比2.0%)を計上した結果、販売費及び一般管理費合計で1,447,549千円(売上比20.2%)となりました。

結果として、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は631,085千円(売上比8.8%)となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益で4,498千円(売上比0.1%)、営業外費用で5,908千円(売上比0.1%)を計上しました。結果として経常利益は629,675千円(売上比8.8%)となりました。

(法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益)

法人税等合計で225,642千円(売上比3.1%)を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は404,033千円(売上比5.6%)となりました。

b. 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、2,977,667千円となりました。

当連結会計年度末における負債は、1,625,003千円となりました。

当連結会計年度末における純資産は、1,352,664千円となりました。

主な増減内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

以上の結果、財務指標としては、流動比率が173.6%、自己資本比率が44.8%になっております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは事業継続に必要と考える資金は確保していると認識しております。当社の運転資金需要のうち主なものは、人材採用のための採用費、採用したエンジニアの人件費等があり、主な資金の源泉は、営業活動による純現金収入及び借入によります。当社グループでは、継続して売上高が増加しているため、万一不足が見込まれる運転資金は銀行からの長期借入金及び短期借入金を活用して手当てしております。

当社グループでは過去の業績の拡大とそれにより発生した資金需要等を勘案し、事業拡大に必要な資金は借入等を効率的に活用して調達する予定であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

(株式譲渡契約)

当社は2023年12月28日開催の取締役会において、株式会社TARAの株式を取得して子会社化することについて決議をしました。また、2024年2月1日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載の通りであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループで7,406千円の設備投資を実施しました。設備投資の主な内訳としては、国内子会社における支店の設備投資等3,953千円であります。

なお、当社はシステムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

又、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	内部造作 事務用機器	18,862	4,702	23,564	11 (1)

(注) 1. システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	11 (1)	26,151

(2) 国内子会社

2024年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
(株)ブレンナレッジ システムズ	東京本社 ほか5支店 (東京都千代田区) (北海道札幌市中央区) (宮城県仙台市青葉区) (愛知県名古屋市中区) (大阪府大阪市北区) (福岡県福岡市博多区)	内部造作 事務用機器	7,887	1,639	9,526	563 (-)

- (注) 1. システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記の他主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
(株)ブレンナレッジ システムズ	東京本社 ほか5支店 (東京都千代田区) (北海道札幌市中央区) (宮城県仙台市青葉区) (愛知県名古屋市中区) (大阪府大阪市北区) (福岡県福岡市博多区)	事務所	563 (-)	48,857

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,395,000
計	7,395,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年12月19日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,926,550	1,786,550	東京証券取引所 (グロース市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,926,550	1,786,550	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	富永邦昭、下田昌孝、河邊貴善、音吉元樹(計4名)
受託者	鈴木康平
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	2021年12月24日
信託期間満了日(本新株予約権の交付日)	第4回新株予約権：2025年2月末日 第5回新株予約権：2027年2月末日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、交付時点の当社従業員及び当社子会社の取締役・従業員のうち受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に規定されております。ポイント付与規程とは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社従業員及び当社子会社の取締役・従業員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社はポイント付与規程に従って当社従業員及び当社子会社の取締役・従業員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年11月30日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数 (名)	受託者 1(注)1	受託者 1(注)1
新株予約権の数(個)	15,413	17,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 15,413	普通株式 17,339
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,091(注)2	2,091(注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,091 資本組入額 1,045.5(注)3	発行価格 2,091 資本組入額 1,045.5(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 受託者である当社使用人

2. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の、
号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、2024年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が550百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、2026年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が650百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- 「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び(注)2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金2,091円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間(2026年12月1日から2028年11月30日まで(但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで))の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
(注)4及び(注)5に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。
- 「本新株予約権の取得」
当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- 当社は、本新株予約権者が(注)4及び(注)5に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

	第6回新株予約権
決議年月日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4
新株予約権の数(個)	29,863
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,863
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,091(注)1
新株予約権の行使期間	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,091 資本組入額 1,045.5(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の、
号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、2026年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が650百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び

(注)1に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金2,091円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2026年12月1日から2028年11月30日まで（但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が（注）3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

	第7回新株予約権
決議年月日	2024年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 当社子会社取締役及び使用人(執行役員) 12
新株予約権の数(個)	9,083
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,083
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,545(注)1
新株予約権の行使期間	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,545 資本組入額 1,272.5(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の各号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び

（注）1に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第（3）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金2,545円とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2026年12月1日から2028年11月30日まで（但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が（注）3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年8月17日 (注)1	15,000	615,000	14,867	114,867	14,867	24,867
2020年8月17日 (注)2	1,250	616,250	2,923	117,790	2,923	27,790
2020年12月15日 (注)3	1,232,500	1,848,750	-	117,790	-	27,790
2021年3月15日 (注)4	50,000	1,898,750	48,760	166,550	48,760	76,550
2021年4月14日 (注)5	27,800	1,926,550	27,110	193,661	27,110	103,661

(注)1. 第2回ストックオプションの行使によるものであります。

2. 第3回ストックオプションの行使によるものであります。

3. 株式分割(1:3)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,120円

引受価額 1,950.40円

資本組入額 975.20円

払込金総額 97,520千円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 1,950.40円

資本組入額 975.20円

払込金総額 54,221千円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

6. 2024年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月29日に自己株式140,000株を消却しました。これにより、提出日現在の発行済株式総数は、1,786,550株となっています

(5) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	18	28	15	5	1,951	2,019	-
所有株式数 (単元)	-	445	931	1,830	859	5	15,162	19,232	3,350
所有株式数の割 合(%)	-	2.31	4.84	9.52	4.47	0.03	78.84	100	-

(注)自己株式300,345株は、「個人その他」に3,003単元及び「単元未満株式の状況」に45株を含めて記載してあります。

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
HCHグループ従業員持株会	東京都千代田区霞が関3丁目2-1 霞 が関コモンゲート西館24階	112	6.93
日鉄ソリューションズ株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目17-1号	78	4.84
株式会社アドバンスト・メディア	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サン シャイン60	55	3.42
富永 邦昭	東京都港区	52	3.25
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	40	2.48
加藤 幹正	愛知県名古屋市南区	33	2.07
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	33	2.04
GLOBAL ESG STRAT EGY (常任代理人 立花証券株式会社)	WALKERS CORPORATE LIMITED 190 ELGIN AVENUE GEORGE TOW N GRAND CAYMAN KY1 - 9008 CAYMAN ISLAN DS (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13 - 14)	30	1.84
川井 英明	東京都板橋区	29	1.83
池谷 誠一	神奈川県相模原市中央区	26	1.63
計	-	493	30.33

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300,300	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,622,900	16,229	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,350	-	-
発行済株式総数	1,926,550	-	-
総株主の議決権	-	16,229	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式45株を含めて記載しております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス	東京都千代田区霞が関3丁目2-1 霞が関コモンゲート西館24階	300,300	-	300,300	15.59
計	-	300,300	-	300,300	15.59

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年5月10日)での決議状況 (取得期間 2024年5月17日~2024年8月31日)	24,000	48,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	23,300	47,948,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	700	51,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.9	0.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	2.9	0.1

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	140,000	287,515,878
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬として処分した取得自己株式)	11,154	28,721,550	-	-
保有自己株式数	300,345	-	160,345	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、上場後は連結配当性向30%を目処に継続的な配当を実施する方針を掲げてきましたが、2024年9月期からスタートした中期経営計画の策定に伴い、当社グループの企業価値向上に向けた財務戦略の一環として、利益の再投資による株主価値の向上を図るとともに、事業環境、業績及び財務状況等を総合的に勘案したうえで、株主への利益還元を行うことを基本方針といたしました。

具体的には、配当は連続増配を維持すること、総還元性向(*)は、親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上を維持すること、安定的な配当実施と併せて資本効率の向上を目的として機動的な自己株式取得等を行うことを想定し、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めます。

さらに、2025年9月期からは、従来から掲げる株主還元方針（連続増配、総還元性向30%以上、機動的な自己株式取得等の実施）に加え、「自己資本比率 40%」の方針を追加しております。大前提として、持続的成長に向けた再投資を優先する方針ですが、資金効率の良化と、株主の期待に応えるため、仮に十分な投資機会（M&A等）に恵まれず、4四半期連続で自己資本比率が40%を超過することが見込まれる場合には、40%を超過する自己資本を原資に追加的な株主還元（自己株式取得等を含む）を実施することで、随時、資本構成の適正化を図ることとしております。資金効率よく創出キャッシュを再投資又は株主還元に向け続ける財務資本戦略をベースに、中長期的目線に立ち、EPSとROEにこだわり、1株当たりの価値最大化に向け邁進してまいります。

前事業年度においては1株当たり51.00円の配当を実施しましたが、上記方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、1株当たり52.00円の配当を実施することを決定しました。この結果、配当性向は49.1%（連結配当性向21.1%）となりました。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会および取締役会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年12月18日 定時株主総会決議	84	52.00

(*)総還元性向 = (配当 + 自己株式取得) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「Technology × Human = Future Creation (ITと人財で未来を創造する)」という企業理念のもと、グループ全体の企業価値向上を図るため、将来に向けた成長基盤の拡充と人財の育成を掲げ、成長戦略の推進に日々取り組んでいます。持株会社である当社は、当社グループ全般の戦略企画機能を担うとともに、グループ各社の経営に対する牽制機能を持つことで、グループ全体の経営の健全性の確保と迅速な意思決定による効率性の向上に努めております。

コーポレート・ガバナンスの体制

イ コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であり、経営及び執行体制の概要は以下のとおりです。

・取締役会

取締役会は、取締役6名で構成されており、月1回以上開催しております。グループ業績の向上に対する責任を負うとともに、代表取締役社長及び業務執行取締役の監督、各子会社の監督と重要事項に関するグループの意思決定を機動的に実行できる体制をとっており、これらに必要な権限を行使しております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要に応じて質問・指摘・助言等を行っております。

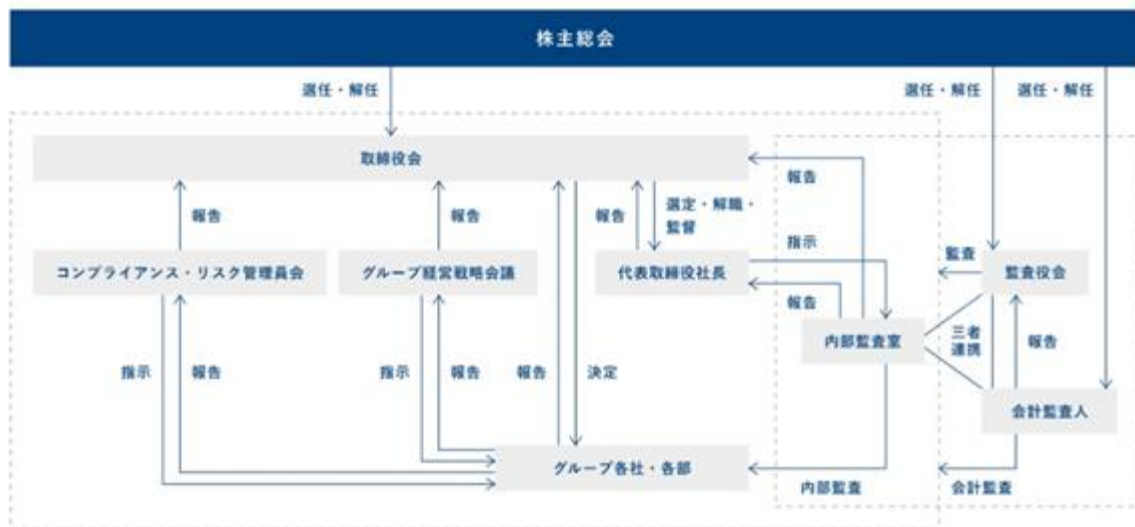
・監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、毎月1回の監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査役相互の連携を図っております。

各監査役は取締役会に出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して適正な監視を行っております。

・グループ経営戦略会議

グループ経営戦略会議は、取締役4名で構成されており、月1回以上開催しております。当社グループ全体の持続的成長を目的として、業務執行における重要事項の報告・審議、及び、グループ全体として必要な情報共有や連携・調整を迅速に行っております。



上記機関の議長及び構成員は下表のとおりです。

氏名	役職名	取締役会	監査役会	グループ戦略会議
富永 邦昭	代表取締役社長	議長		議長
下田 昌孝	常務取締役	○		○
河邊 貴善	取締役	○		○
音吉 元樹	取締役	○		○
島田 容男	社外取締役	○		
仁井見 達樹	社外取締役	○		
後藤 利行	常勤監査役	○	議長	
喜多村 洋子	社外監査役	○	○	
大下 良仁	社外監査役	○	○	

□ 当該体制を採用する理由

当社は、上記の体制により業務執行責任を明確にしております。グループ経営戦略会議において経営戦略や課題を審議し、取締役会による意思決定及び業務執行に対する監督と、監査役会による監査機能を発揮する基本体制でガバナンスの強化向上を図っており、現体制を今後も継続してガバナンス向上にむけた取り組みを実践していくことが適当と判断しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性及び法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を重要な経営課題と位置づけております。

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用を行っております。

イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「企業行動規範」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底するとともに、コンプライアンス規程を制定・運用することで、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解消を図る。

・取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。

・法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。

・内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役、監査役及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、適時適切に情報の提出を行う体制を構築する。

ハ. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」に基づき、想定される各種リスクに応じた有事の際の情報伝達と緊急体制を整備するとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図る。

ニ. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社及びグループ会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当該会社及びその傘下となるグループ会社の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。

ホ. 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

・当社は「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役に子会社取締役を兼任させるのを基本とすることにより、子会社に対して適切な管理を行うとともに、当社グループ会社を管掌する部門の役割を明確にし、グループ会社取締役及び使用人の業務執行状況を監視・監督する。

・当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。

・グループ会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社取締役会に報告し、承認を得ることとする。

・当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

へ．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置かないが、今後の状況に応じて監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会で協議のうえ、設置するものとする。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、その使用人については、取締役または他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査役の意見を斟酌して行うものとする。

ト．当社及びグループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
- ・取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。

チ．当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ各社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の役員及び使用人に周知徹底する。

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。
- ・監査役は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査役監査の実効性確保を図るものとする。
- ・監査役と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ヌ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

ル．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社及びグループ会社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求にも毅然とした態度で対処するものとし、一切の関係を遮断することを「企業行動規範」に定め、基本方針とする。また、反社会的勢力対応規程を制定し、管理本部統括のもと管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営目的の達成を阻害する可能性のあるリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスクの防止及び会社損失の最小化を目的としたリスク管理を行っております。

同規程において、役員及び従業員のリスク管理の行動指針を「その職務遂行にあたって具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価し、当該リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない」としており、また、「業務上の意思決定を求めるにあたっては、決裁者に対して当該業務において予見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申」することを求めています。

事故等が発生した場合、従業員は速やかに各組織のリスク管理責任者（担当役員）へ報告し、リスク管理責任者は必要に応じて統括責任者（代表取締役社長）への報告を行います。

全社的共有が必要なレベルの事故等の情報を集約する他、重大事案が発生した場合には、リスク管理委員会を設置し、事案対応を統制いたします。

リスクへの対応については、弁護士、社会保険労務士、公認会計士、税理士等、社外専門家と連携し、見解や対応策等についてアドバイスを受けることができる体制を取っております。また金融機関や監査法人、社会

保険労務士法人等が主催する各種研修会に定期的に参加し、関係法令の改廃の動向を適時に把握するとともに、必要な情報については各月に実施される全社集会や組織別会議等において従業員に対する周知・徹底を図っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では、子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理の主管組織を定め、社内規程に基づき事前協議及び意思決定を行っております。

子会社の損益及び財政状態並びに業務の執行状況については定期的に報告を求め、その分析を行うことで業務の適正性を確認しております。

また、管理主管組織が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、内部監査室が管理主管組織及び子会社の内部統制システムの状況を監査し、必要な改善を促すことで業務の適正性の確保に努めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、監査役、社外監査役、及び、会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、監査役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及びすべての子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害行為は填補の対象としないこととしております。

f. 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

i. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

j. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

k. 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます）

す。)を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同号口(2)に規定されるものをいいます。)の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を導入することといたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2022年12月15日開催の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において議案(普通決議)としてお諮りさせていただき、本プランの導入につきましては承認可決されました。本プランは、2022年11月14日付けで効力を生じるものです。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等(以下、総称して「法令等」といいます。)に改正(法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等(下記 . 2. (1) に定義されます。以下同じ)であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

特に、当社グループにおいては、株式の大規模買付によって、当社グループの主要な事業であるITエンジニアの人材派遣事業の特性に対する理解が充分でない、若しくは、当該事業を不当に利用しようとする資本上位会社が生み出すことで、当該事業において通常よりも不利な条件での取引を強制されるといった事例が懸念されます。このような事例においては、本来当社グループが享受可能であった利潤を当該会社に不当に流出させることに繋がります。また、不利な条件での取引に当社グループの貴重なリソースを割かなければならない状況は、当社グループが顧客に提供できる人材派遣サービスに質的量的な劣化をもたらす、当社グループの競争力を低下させることに繋がりがかねません。このような事態は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると考えております。

以上のような提案において、大規模買付行為等により、前述の不利な条件での取引の要請といった事例や、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者(下記 . 2. (1) に定義されます。以下同じ)は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社グループの企業理念と事業内容

当社グループは、「Technology×Human=Future Creation(ITと人財で未来を創造する)」という企業理念を掲げ、コンサルティング・システム受託開発事業及びエンジニア派遣事業を展開しています。

それぞれ企業理念に掲げられている「Technology」において“業界トップレベルの技術者が多数在籍する企業として認知され、あらゆるニーズに応えられる企業へ”、「Human」において“人が人を育てる文化を大切に、そうした人財を多数保有する企業として、市場ニーズに、いつでも・どんな時でも必ず応えられる状態を実現”、並びに「Future Creation」において、“技術力・人財育成力・規模共にIT業界の首位グループに位置し、未来を創造している状態を目指します”を当社の使命と考え、会社の経営の基本方針としています。

(2) 企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、正社員ITエンジニアを活用し、ITシステムのコンサルティング・企画提案から、開発、保守運用、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）までを行う総合IT事業を行っております。

当社グループは、1974年10月に前身の企業を創業して以来、コンプライアンス重視の経営を行い、2016年10月に現体制を設立し、2021年3月に東証マザーズ市場（現 東証グロース市場）へ上場致しました。上場にあたっては、人材獲得の促進と、既存社員のモチベーション向上を目的としておりましたが、特にエンジニアの即戦力の採用に大きな効果があったものと認識しております。

現状の当社グループの成長戦略としましては、システム開発の上流工程であるコンサルティング機能及び受託開発機能を強化させる戦略を掲げており、連結子会社である株式会社アセットコンサルティングフォース（以下、「ACF社」といいます。）を中心に、利益率の高いシステム開発案件を獲得するために、コンサルティング・企画提案段階から開発後の保守までの一気通貫体制での取組みを進めることで、幅広い業界に対する上流工程領域のサービス提供機会の拡大を目指しております。

当該戦略に基づき、近年ではコンサルティング・受託分野が急拡大しており、ACF社及びその他連結子会社によるコンサルティング・受託開発領域のグループ内売上シェアは2020年9月期4.3%に対し、2022年9月期では13.5%と順調に拡大しており、当該高付加価値なサービスの強化はグループ全体の収益性向上にも貢献しております。

また、オーガニック成長だけでなく、M&Aを活用した非連続的な成長戦略にも積極的に取り組んでおり、主要なM&Aだけでも、2016年10月付でシステム開発の上流工程を担う株式会社シー・エル・エス、2019年10月付で保守運用を担う株式会社セイリング、2021年10月1日付でERPコンサルティングを担う株式会社ヒューマンベース、2022年4月1日付でBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）領域の株式会社コスモピアを相次いで連結子会社化するなど、グループとしての業容拡大を実現しております。

このような企業価値向上の取組みに基づき、現在の当社グループは、純粋持株会社である当社と事業を担う連結子会社6社、合計7社で構成された総合IT企業となりましたが、中長期的にも将来に向けた成長基盤の拡充と人材の育成を掲げ、「業界有数の人財数」、「業界有数の技術力」、「オリジナルの制度に基づく人材育成力」の醸成に努めることと併せ、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けて取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ全体の企業価値向上を図るため、将来に向けた成長基盤の拡充と人材の育成を掲げ、成長戦略の推進に日々取り組んでいます。持株会社である当社は、当社グループ全般の戦略企画機能を担うとともに、グループ各社の経営に対する牽制機能を持つことで、グループ全体の経営の健全性の確保と迅速な意思決定による効率性の向上に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営管理組織として、「取締役会」、「監査役会」、「グループ経営戦略会議」を設置しており、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を採っております。

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、当社の企業規模や事業計画等を勘案して機動的な意思決定を行える現在の体制を採用しております。

当社の取締役会は、取締役6名（うち独立社外取締役2名）で構成されており、月1回以上開催しております。グループ業績の向上に対する任を負うとともに、代表取締役社長及び業務執行取締役の監督、各子会社の監督と重要事項に関するグループの意思決定を機動的に実行できる体制をとっており、これらに必要な権限を付与しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて質問・指摘・助言等を行っております。

当社の監査役会は、監査役3名（うち独立社外監査役2名）で構成されており、毎月1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査役相互の連携を図っております。各監査役は取締役会に出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全

般に関して適正な監視を行っております。また、内部監査室長1名が内部監査業務を行うことで、経営の透明性及び公正性を確保しております。

グループ経営戦略会議は、取締役4名で構成されており、月1回以上開催しております。当社グループ全体の持続的成長を目的として、業務執行における重要事項の報告・審議、及びグループ全体として必要な情報の共有や連携・調整を迅速に行っております。

その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書 (<https://www2.jpx.co.jp/disc/73610/100920231124594421.html>) をご参照下さい。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記 . のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2.（1）に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、2022年11月14日付けで本プランの効力が発生するものとはいたしますが、本定時株主総会において、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、2022年11月14日付けで本プランの効力を発生させるものの、本定時株主総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの導入を決定しました。

なお、2022年9月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式について大規模買付行為等に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

(ii) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書(又はそれらに相当するもの)並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役(又はそれに相当する役職。以下同じ)及び監査役(又はそれに相当する役職。以下同じ)それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者(持株割合又は出資割合上位10名)及び究極的な実質支配株主(出資者)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

本必要情報の提供

上記の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

(i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）

(ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

(iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的な内容を含みます。）

(vi) 大規模買付行為等の際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要

(vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況

(viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容

(ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的な内容

(x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）

(xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針

(xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策

(xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記（ii）に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

(xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(xv) 大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性

(xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(i)対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i)大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii)大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ル)までに掲げる事由(これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。)により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ)大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合

(ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ニ)当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ホ)当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

(ヘ)大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある(いわゆる強圧性がある)とは判断される場合

(ト)大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。))、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

(チ)大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

(リ)大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

(ヌ)大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(ル)その他(イ)から(ヌ)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

取締役会の決議

当社取締役会は、上記に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、

なお、下記 に定めるとおり、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、これに加えて、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様へ問うべく、当社株主総会を招集することがあります。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

当社株主総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認められた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止又は変更されるものとします。また、当社株

主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本定時株主総会において議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しています。また、上記2.(3)に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定してありません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定してありません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

当社の大株主の株式保有状況

2022年9月30日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

順位	氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	株式会社リサ・パートナーズ	178,748	10.37
2	HCHグループ従業員持株会	110,351	6.40
3	堀江 豊	62,000	3.60
4	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	43,700	2.53
5	橋本 育市	43,600	2.53
6	富永 邦昭	43,050	2.50
7	上田八木短資株式会社	36,800	2.13
8	加藤 幹正	29,100	1.69
9	今給黎 孝	28,500	1.65
10	UBS AG LONDON A/C IP B SEGREGATED CLIENT A CCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	24,600	1.43

(注) 持株比率は自己株式(202,553株)を控除して計算しております。なお、2024年9月30日現在において、自己株式は300,345株であり、同日における当社の大株主の株式保有状況については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(6)大株主の状況」に記載の通りであります。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、各取締役、各監査役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

氏名 島田 容男（しまだ やすお）
略歴 1969年2月2日生
1991年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
1995年9月 公認会計士登録
2000年8月 JPモルガン証券会社（現 JPモルガン証券株式会社） 入社
2001年8月 ドイツ証券会社（現 ドイツ証券株式会社）入社
2003年4月 フェニックス・キャピタル株式会社（現エンデバー・ユナイテッド株式会社）入社
2004年11月 株式会社江戸沢（現 株式会社焼肉坂井ホールディングス） 社外取締役
2005年10月 コンピタント株式会社 マネージングパートナー（現任）
2007年12月 プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役
2008年4月 税理士登録
2008年5月 コンピタント税理士法人 代表社員（現任）
2010年7月 株式会社アイペット（現 アイペット損害保険株式会社） 社外監査役
2014年7月 NANAROO株式会社（現 株式会社GRCS） 社外監査役（現任）
2014年10月 ネットスクエア株式会社 社外取締役
2016年10月 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現 ナインシグマ・アジアパシフィック株式会
社） 社外監査役
2016年10月 カントクグローバルコーポレーション株式会社 社外取締役
2016年10月 株式会社SCホールディングス（現 株式会社ヴァティアー） 社外監査役
2017年4月 株式会社ぶんか社 社外監査役
2017年4月 当社 社外監査役
2018年1月 レイフィールド株式会社 社外取締役
2018年3月 当社 社外取締役（監査等委員）
2020年4月 当社 社外取締役（現任）
2021年10月 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員（現任）
2023年8月 ハイブリッド株式会社 社外取締役（現任）

氏名 仁井見 達樹（にいみ たつき）
略歴 1967年5月31日生
1994年4月 国土交通省（旧運輸省） 入省
2000年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2006年7月 株式会社RHJインターナショナル 入社
2007年2月 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現 ナインシグマ・アジアパシフィック株式会
社） 取締役
2009年9月 エレファントフライ・コンサルティング 創業
2019年4月 株式会社デジタル・コネク ト 執行役員
2020年12月 当社 社外取締役（現任）
2021年4月 株式会社デジタル・コネク ト 取締役（現任）

氏名 大下 良仁（おおした よしひろ）
略歴 1986年1月24日生
2012年1月 大分地方裁判所 判事補任官
2015年4月 二重橋法律事務所（現 祝田法律事務所） 入所
2017年4月 東京地方裁判所 判事補
2019年4月 弁護士登録
弁護士法人琴平総合法律事務所 入所
2020年4月 当社 社外監査役（現任）
2020年4月 弁護士法人琴平総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）

（注）当社との関係について

- ・当社は、島田氏、仁井見氏及び大下氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。
- ・各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

1. 取締役会の活動状況

当事業年度において、原則月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
富永 邦昭	25回	25回
下田 昌孝	25回	25回
河邊 貴善	25回	25回
音吉 元樹	25回	25回
島田 容男	25回	25回
仁井見 達樹	25回	25回

取締役会は、当社取締役会規程の決議事項、報告事項の規定に基づき、決算、株主総会に関する事項、予算・人事組織に関する事項のほか、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項、その他の重要事項等を決議し、また、業務執行の状況、監査の状況等につき報告を受けております。

取締役会における具体的な検討事項は以下のとおりです。

- ・グループ戦略及び事業会社戦略に関する事項
- ・新規事業戦略に関する事項
- ・M&Aに関する事項
- ・決算、業績、財務戦略に関する事項
- ・予算管理に関する事項
- ・コンプライアンス及びガバナンスに関する事項
- ・サステナビリティに関する事項 等

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	富永 邦昭	1970年 8月15日生	1993年 4月 株式会社ポーラ化粧品本舗(現 株式会社ポーラ/株式会社ポーラ・オルビスホールディングス) 入社 2016年11月 当社 代表取締役社長(現任) 2016年11月 株式会社バンキング・システムズ 取締役 2016年11月 株式会社シー・エル・エス 取締役 2018年 6月 株式会社ブレンナレッジシステムズ 取締役 2019年 7月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役 2019年10月 株式会社セイリング 取締役 2019年10月 株式会社ブレンナレッジシステムズ 代表取締役社長 2024年10月 同社 代表取締役社長(現任) 2024年10月 株式会社セイリング 取締役(現任) 2024年10月 株式会社TARA 代表取締役(現任)	(注) 3	52,837
常務取締役	下田 昌孝	1970年 3月 6日生	1992年 4月 高野清春税理士・不動産鑑定士事務所 入所 1999年 9月 税理士登録 1999年 9月 株式会社東京リーガルマインド 入社 2005年 1月 ユミルリンク株式会社 入社 2007年 5月 太陽商事株式会社(現 株式会社エーアンドティー) 入社 2014年12月 コンビタント株式会社 入社 2015年12月 株式会社バンキング・システムズ 入社 2016年11月 当社 取締役 2016年11月 株式会社バンキング・システムズ 取締役 2016年11月 株式会社シー・エル・エス 取締役 2018年 6月 株式会社ブレンナレッジシステムズ 取締役 2019年 7月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役 2019年10月 株式会社セイリング 取締役 2020年 4月 株式会社シー・エル・エス 代表取締役社長 2020年 4月 当社 常務取締役(現任) 2021年10月 株式会社セイリング 代表取締役社長 2022年 4月 株式会社コスモピア 代表取締役社長(現任) 2023年10月 株式会社ブレンナレッジシステムズ 代表取締役社長 2023年10月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役(現任)	(注) 3	16,165
取締役 管理本部長	河邊 貴善	1981年 5月 2日生	2008年 4月 株式会社ポーラ 入社 2017年 5月 当社 入社 2019年10月 株式会社セイリング 監査役(現任) 2019年12月 株式会社シー・エル・エス 監査役 2019年12月 株式会社アセットコンサルティングフォース 監査役(現任) 2020年 4月 当社 取締役管理本部長(現任) 2021年 1月 中小企業診断士登録 2021年10月 株式会社ヒューマンベース 監査役(現任) 2022年 4月 株式会社コスモピア 監査役(現任) 2024年 2月 株式会社TARA 監査役(現任)	(注) 3	1,999

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 経営企画本部長	音吉 元樹	1975年10月5日生	2001年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会 社) 入社 2004年11月 PwCFAS株式会社(現 PwCアドバイザー合同会 社) 入社 2007年7月 同社 事業再生部門 マネージャー 2011年7月 同社 クロスボーダーM&A実行・統合支援部 門 マネージャー 2014年10月 オリックス株式会社 入社 事業投資本部事業 投資グループ ヴァイスプレジデント 株式会社アーク 出向 2015年10月 ARRK EUROPE Ltd(英国子会社) 出向 2018年6月 オリックス株式会社 事業投資本部事業投資グ ループ シニアヴァイスプレジデント 2019年1月 三井物産株式会社 入社 コーポレートディベ ロップメント本部総合力推進部 プロジェクト マネージャー 2021年4月 当社 執行役員 経営企画本部長代理 2021年10月 株式会社シー・エル・エス 取締役 2021年10月 株式会社ヒューマンベース 代表取締役社長 (現任) 2021年12月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役 2021年12月 当社 取締役経営企画本部長(現任) 2023年10月 当社 株式会社ブレンナレッジシステムズ 取締役(現任) 2023年10月 株式会社コスモピア 取締役(現任) 2024年2月 株式会社TARA 代表取締役	(注)3	1,889

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	島田 容男	1969年2月2日生	1991年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1995年9月 公認会計士登録 2000年8月 JPモルガン証券会社(現 JPモルガン証券株式会社) 入社 2001年8月 ドイツ証券会社(現 ドイツ証券株式会社) 入社 2003年4月 フェニックス・キャピタル株式会社(現エンデパー・ユナイテッド株式会社) 入社 2004年11月 株式会社江戸沢(現 株式会社焼肉坂井ホールディングス) 社外取締役 2005年10月 コンビタント株式会社 マネージングパートナー(現任) 2007年12月 プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役 2008年4月 税理士登録 2008年5月 コンビタント税理士法人 代表社員(現任) 2010年7月 株式会社アイベツト(現 アイベツト損害保険株式会社) 社外監査役 2014年7月 NANARQ株式会社(現 株式会社GRCS) 社外監査役(現任) 2014年10月 ネットスクエア株式会社 社外取締役 2016年10月 株式会社ナインシグマ・ジャパン(現 ナインシグマ・アジアパシフィック株式会社) 社外監査役 2016年10月 カントクグローバルコーポレーション株式会社 社外取締役 2016年10月 株式会社SCホールディングス(現 株式会社ヴァティー) 社外監査役 2017年4月 株式会社ぶんか社 社外監査役 2017年4月 当社 社外監査役 2018年1月 レイフィールド株式会社 社外取締役 2018年3月 当社 社外取締役(監査等委員) 2020年4月 当社 社外取締役(現任) 2021年10月 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員(現任) 2023年8月 ハイブリッド株式会社 社外取締役(現任)	(注)3	915

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	仁井見 達樹	1967年 5月31日生	1994年 4月 国土交通省(旧運輸省) 入省 2000年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2006年 7月 株式会社RHJインターナショナル 入社 2007年 2月 株式会社ナインシグマ・ジャパン(現 ナインシグマ・アジアパシフィック株式会社) 取締役 2009年 9月 エレファントフライ・コンサルティング 創業 2019年 4月 株式会社デジタル・コネクト 執行役員 2020年12月 当社 社外取締役(現任) 2021年 4月 株式会社デジタル・コネクト 取締役(現任)	(注) 3	915
常勤監査役	後藤 利行	1941年 8月22日生	1961年 9月 高千穂交易株式会社 入社 1982年 4月 ニッポー株式会社(現 株式会社テクノ・セブン)入社 1989年 9月 株式会社マースシステムエンジニアリング(現 株式会社マースグループホールディングス)入社 1992年 6月 同社 取締役 2004年 6月 同社 監査役 2016年11月 当社 監査役 2016年11月 株式会社バンキング・システムズ 監査役 2018年 3月 当社 取締役(監査等委員) 2018年 6月 株式会社プレーナレッジシステムズ 監査役(現任) 2018年 9月 当社 監査役(現任)	(注) 4	686
監査役	喜多村 洋子	1952年 3月31日生	1985年 3月 税理士登録 1985年 3月 喜多村税務会計事務所 開業 所長税理士就任(現任) 1996年 1月 株式会社ライフネットワーク 設立 代表取締役就任(現任) 2019年12月 当社 社外監査役(現任)	(注) 4	457
監査役	大下 良仁	1986年 1月24日生	2012年 1月 大分地方裁判所 判事補任官 2015年 4月 二重橋法律事務所(現 祝田法律事務所) 入所 2017年 4月 東京地方裁判所 判事補 2019年 4月 弁護士登録 弁護士法人琴平総合法律事務所 入所 2020年 4月 当社 社外監査役(現任) 2020年 4月 弁護士法人琴平総合法律事務所 パートナー弁護士 2022年 3月 大洋物産株式会社 社外取締役 2022年12月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年12月 善国寺坂法律事務所 設立 パートナー弁護士(現任) 2024年 8月 株式会社ラックランド 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	457
計					76,320

- (注) 1. 取締役 島田容男及び仁井見達樹は、社外取締役であります。
2. 監査役 喜多村洋子及び大下良仁は、社外監査役であります。
3. 2024年12月18日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年12月18日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外役員を選任するにあたって、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を準用しております。また、社外役員には独立性だけでなく、他業種での経験、各人の見識及び人格等を重視しております。

社外取締役である島田容男は、公認会計士および税理士であり、コンピタント税理士法人の代表を務めるなど、公認会計士および税理士としての専門的な知識と幅広い経験から、当社の経営に対し客観的かつ有用な助言を求められることができると判断し、選任しております。

社外取締役である仁井見達樹は、IT業界の知見も深く、コンサルテーション経験も業務領域を問わず有することなどから、今後の当社が進むべき方向性及び経営等に対し客観的かつ有用な助言を求められることができると判断し、選任しております。

社外監査役である喜多村洋子は、税理士であり、喜多村税務会計事務所の代表を務めるなど、税理士としての専門的な知識と幅広い経験から、社外監査役として適切な監査を行っていただけると判断し、選任しております。

社外監査役である大下良仁は、弁護士であり、知財およびリスク管理の専門家として、専門的な知識と幅広い経験から、社外監査役として適切な監査を行っていただけると判断し、選任しております。

なお、上記で記載以外の社外役員と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他取引関係については、過去から現在においてありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員への情報提供は、取締役会事務局が中心となって行っており、取締役会資料その他の情報を適宜社外役員へ提供しております。

社外取締役及び常勤監査役は、グループ経営戦略会議に出席して取締役を含めて相互に情報交換及び意見交換を行っており、必要な情報は常勤監査役を通じて他の社外監査役と共有しております。

また、常勤監査役は、内部監査室とは月1回、会計監査人とは随時会合を開催して監査情報の共有及び意見交換を行う他、常勤監査役、会計監査人及び内部監査室による三様監査報告会を四半期ごとに実施し、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は2020年4月1日開催の臨時株主総会において、従前の任意合議体「監査役協議会」を継承する形で監査役会設置会社になりました。常勤監査役1名と非常勤社外監査役2名で構成され、監査の方針、職務の分担等については、当該3名の監査役により構成された監査役会にて定め、監査役監査を行っています。監査役監査の具体的内容としては、各監査役は株主総会や取締役会その他重要な会議への出席や、取締役及び会計監査人からの報告收受などを行い、取締役の職務執行を監督しております。

当事業年度において、原則月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
後藤 利行	25回	25回
喜多村 洋子	25回	25回
大下 良仁	25回	25回

監査役会における具体的な検討事項は以下のとおりです。

- ・業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動規範の遵守状況の監視
- ・取締役会による経営判断の妥当性の評価
- ・内部統制システムの運用状況 等

監査役会の運営及びその他監査役事務業務は、常勤監査役によって行われており、上記に示した内容の監査活動を行っています。常勤監査役からは会計監査、内部監査に関する有用な情報を非常勤監査役に適時に提供し、情報共有を図っております。非常勤監査役はそれぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かす形で、常勤監査役とともに監査を行っています。

なお、サステナビリティに特化した議論は行っておりませんが、他の監査の一環としてサステナビリティ関連の検討を含む取締役会による経営判断の妥当性に関する議論等をしております。

内部監査の状況

当社は内部監査部門として、内部監査室（1名専任）を設置しております。内部監査室は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査規程、内部監査計画等に基づき、当社組織及び子会社に対し業務監査・コンプライアンス監査を実施し、定期的に代表取締役社長及び取締役会に報告しています。加えて、監査役及び監査役会に対しては、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたることとしております。また、会計監査人による会計監査と連携を図り、監査の効率的な実施に努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

6年間

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 本間 洋一

指定有限責任社員 業務執行社員 中瀬 朋子

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 6名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

太陽有限責任監査法人は、監査法人の品質管理体制、独立性、当社のビジネスに対する知識・理解に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して、選定しております。

会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月
(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3か月
(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

監査役会は、監査法人の品質管理体制・独立性、監査実績、監査計画の基本方針等を骨子とする選定基準と、監査チームの独立性・専門性、監査報酬の水準・適切性、監査役・経営者等とのコミュニケーションの状況、グループ監査の体制、不正リスクへの対応等で構成する評価基準を定め、每期実施する会計監査人の相当性評価をもって、選解任に係る決議を行っています。

現在の会計監査人である太陽有限責任監査法人においては、監査役が定めた上述の基準に対し、必要かつ十分な評価結果であることから同法人を選定することが適当であると判断しました。なお、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合における会計監査人の解任のほか、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難であると判断した場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出することとしています。

ヘ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、上記のとおり監査の相当性に係る評価を每期実施しており、現在の会計監査人について評価を実施しました結果、同法人による職務は適正に遂行されていることを確認しております。なお当該評価の実施にあたりましては、財務・経理部門及び内部監査部門による会計監査人の評価も合わせて実施しており、その結果を重要な要素として参考にしております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	26,300	-	26,300	-
連結子会社	-	-	-	-
計	26,300	-	26,300	-

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Grant Thornton)に対する報酬の内容(イを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	-

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

二 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する監査報酬については、監査日数、規模、業務の特性等の要素を勘案した上で決定しております。

ホ．当社の監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を受けるほか、過年度における会計監査人の職務遂行状況や当事業年度の監査計画の適切性並びに効率性等を確認のうえ報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針については、当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるための報酬体系としており、取締役会において決定しております。

個々の取締役の報酬等の決定に際しては、個々の取締役の役位、職責のほか、経済の動向といった外部要因を踏まえ、適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）及び退職慰労金で構成されておりましたが、当社は役員報酬制度の見直し、及び、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改革の一環として、2020年12月15日開催の当社定時株主総会において承認いただいた当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬枠の枠内で、業績連動報酬を導入することを2022年11月14日開催の取締役会において決定するとともに、2022年12月15日開催の株主総会にて、取締役退職慰労金制度について2022年12月15日開催の株主総会をもって廃止することを決議し、加えて、2022年12月15日開催の株主総会にて、当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

これにより当社の取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成されております。

個人別の報酬等の内容についての決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、代表取締役社長が配分を策定し、取締役会にて決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬に関して確認及び報酬額の決定をしております。

当社の業績連動報酬は、経営戦略との関連性を高めるために単年度の連結売上高及び連結営業利益の達成水準に応じて支給されるものであります。なお、連結売上高及び連結営業利益を選択した理由は、取締役が果たすべき短期業績責任をはかる上で最も適切な指標と判断したためであります。

また、非金銭報酬に関しましては、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を導入することとし、役位毎の基準に応じて算定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	107,809	104,400	-	-	3,409	4
監査役 (社外監査役を除く)	3,751	3,620	-	-	131	1
社外役員	13,724	13,200	-	-	524	4

(注) 当社は、2022年12月15日開催の第6回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって取締役退職慰労金制度を廃止し、引き続き在任する取締役に対しては、取締役退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する取締役退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である提出会社について、その株式の保有状況は次のとおりであります。

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的の投資株式とし、その他の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた、事業の持続的成長を目的に、中長期的な取引関係の維持や発展が見込まれる場合、又は、事業規模拡大等の戦略上の重要性が認められる場合に取引先や同業他社の株式を純投資目的以外の投資株式として政策的に保有することがあります。

株式の保有については、中長期的な経済合理性や取引先と当社の事業との関係性の観点から、企業価値向上に資するか否かについて検証を行い、保有株式の保有目的、合理性について、取締役会において確認します。

政策保有株式にかかる議決権は、原則としてすべての株式について行使するものとし、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、株式保有先企業の経営・業績・法令遵守等の状況及び株主共同の利益に資するかなどの観点から、議案の賛否を総合的に判断し、適切に行使します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	94,537

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社アドバンス ト・メディア	85,400	85,400	同社の掲げるAISH(アイッシュ: AI Super Humanization) ビジネスと当社事業との間での事業シナジーの創出にむけた、事業上の取引関係の強化を目的として、資本業務提携契約を締結のうえ、株式を取得いたしました。 保有の合理性は、事業上の成果、保有の便益(受取配当金や事業取引による利益)と当社資本コストを比較した取引の経済的な合理性、当社の中長期的な事業戦略における投資先企業の位置付け等を総合的に検証しております。	有
	94,537	123,915		

(注)定量的な保有効果については記載が困難であります。上記「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に基づき保有の合理性を検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催するセミナー等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,020,088	1,002,516
売掛金	756,634	876,002
契約資産	78,032	68,507
商品	-	7,097
仕掛品	1,866	-
貯蔵品	85,926	-
その他	25,763	38,710
貸倒引当金	-	412
流動資産合計	1,968,311	1,992,423
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	73,539	73,539
減価償却累計額	37,237	44,212
建物附属設備(純額)	36,301	29,327
工具、器具及び備品	36,942	40,451
減価償却累計額	22,415	26,959
工具、器具及び備品(純額)	14,526	13,492
有形固定資産合計	50,828	42,819
無形固定資産		
のれん	540,965	527,056
その他	11,019	9,967
無形固定資産合計	551,984	537,023
投資その他の資産		
投資有価証券	2 123,915	2 94,537
敷金	75,292	74,551
繰延税金資産	167,414	183,612
その他	25,542	52,699
投資その他の資産合計	392,165	405,400
固定資産合計	994,978	985,244
資産合計	2,963,290	2,977,667

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,449	87,603
短期借入金	-	25,300
1年内返済予定の長期借入金	2 217,468	2 97,414
未払金	350,563	392,581
未払費用	168,921	87,421
未払法人税等	171,732	141,152
未払消費税等	140,775	121,289
賞与引当金	161,616	166,251
役員賞与引当金	2,912	-
その他	1 28,795	1 28,697
流動負債合計	1,271,232	1,147,711
固定負債		
長期借入金	2 423,875	2 253,125
退職給付に係る負債	142,476	160,337
その他	63,828	63,828
固定負債合計	630,180	477,291
負債合計	1,901,413	1,625,003
純資産の部		
株主資本		
資本金	193,661	193,661
資本剰余金	101,402	107,221
利益剰余金	1,368,222	1,688,700
自己株式	591,768	616,813
株主資本合計	1,071,518	1,372,768
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	19,040	39,422
その他の包括利益累計額合計	19,040	39,422
新株予約権	9,399	19,318
純資産合計	1,061,877	1,352,664
負債純資産合計	2,963,290	2,977,667

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
売上高	1 6,486,545	1 7,165,784
売上原価	4,521,872	5,087,149
売上総利益	1,964,672	2,078,635
販売費及び一般管理費	2 1,266,783	2 1,447,549
営業利益	697,888	631,085
営業外収益		
受取利息	4	67
受取配当金	-	1,665
為替差益	10	176
受取損害賠償金	-	1,250
雑収入	9,753	1,339
営業外収益合計	9,768	4,498
営業外費用		
支払利息	6,041	3,447
貸倒損失	-	2,461
その他	522	-
営業外費用合計	6,564	5,908
経常利益	701,093	629,675
税金等調整前当期純利益	701,093	629,675
法人税、住民税及び事業税	273,733	232,844
法人税等調整額	11,071	7,202
法人税等合計	262,662	225,642
当期純利益	438,431	404,033
親会社株主に帰属する当期純利益	438,431	404,033

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
当期純利益	438,431	404,033
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	19,040	20,382
その他の包括利益合計	1 19,040	1 20,382
包括利益	419,390	383,650
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	419,390	383,650

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	193,661	103,661	1,015,991	405,641	907,671
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	86,199	-	86,199
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	438,431	-	438,431
自己株式の取得	-	-	-	215,600	215,600
自己株式の処分	-	2,258	-	29,473	27,215
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	2,258	352,231	186,126	163,846
当期末残高	193,661	101,402	1,368,222	591,768	1,071,518

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	-	-	8,087	915,759
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	86,199
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	438,431
自己株式の取得	-	-	-	215,600
自己株式の処分	-	-	-	27,215
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	19,040	19,040	1,311	17,728
当期変動額合計	19,040	19,040	1,311	146,117
当期末残高	19,040	19,040	9,399	1,061,877

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	193,661	101,402	1,368,222	591,768	1,071,518
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	83,555	-	83,555
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	404,033	-	404,033
自己株式の取得	-	-	-	47,948	47,948
自己株式の処分	-	5,818	-	22,902	28,721
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	5,818	320,477	25,045	301,250
当期末残高	193,661	107,221	1,688,700	616,813	1,372,768

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	19,040	19,040	9,399	1,061,877
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	83,555
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	404,033
自己株式の取得	-	-	-	47,948
自己株式の処分	-	-	-	28,721
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	20,382	20,382	9,918	10,463
当期変動額合計	20,382	20,382	9,918	290,787
当期末残高	39,422	39,422	19,318	1,352,664

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	701,093	629,675
減価償却費	15,516	16,769
のれん償却額	99,547	105,664
株式報酬費用	3,336	8,021
賞与引当金の増減額(は減少)	35,890	3,835
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	331
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	17,930	17,860
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,841	-
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2,912	2,912
受取利息及び受取配当金	4	1,733
支払利息	6,041	3,447
売上債権の増減額(は増加)	12,747	104,565
商品の増減額(は増加)	-	71
仕掛品の増減額(は増加)	1,866	1,866
貯蔵品の増減額(は増加)	45,991	85,926
営業債務の増減額(は減少)	7,412	59,153
未払金の増減額(は減少)	5,437	32,524
未払費用の増減額(は減少)	102,584	81,626
その他の資産の増減額(は増加)	16,540	9,903
その他の負債の増減額(は減少)	9,330	28,535
その他	477	-
小計	982,902	755,680
利息及び配当金の受取額	4	1,733
利息の支払額	6,041	3,447
法人税等の支払額	253,928	272,517
営業活動によるキャッシュ・フロー	722,937	481,448
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	-	1,500
投資有価証券の取得による支出	151,359	-
有形固定資産の取得による支出	6,011	5,986
有形固定資産の売却による収入	-	692
無形固定資産の取得による支出	11,434	1,300
貸付金の回収による収入	-	4,155
ゴルフ会員権の取得による支出	-	2,277
出資金の回収による収入	-	50
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	25,166
差入保証金の差入による支出	-	373
差入保証金の回収による収入	-	70
敷金の差入による支出	440	5,030
敷金の回収による収入	-	220
投資活動によるキャッシュ・フロー	169,245	3,112
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	700,000	200,000
短期借入金の返済による支出	800,000	174,700
長期借入れによる収入	344,000	-
長期借入金の返済による支出	148,668	396,426
自己株式の取得による支出	215,600	47,948
配当金の支払額	86,199	83,555
新株予約権の発行による収入	-	6,723
財務活動によるキャッシュ・フロー	206,467	495,906
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	347,224	17,571
現金及び現金同等物の期首残高	672,863	1,020,088
現金及び現金同等物の期末残高	1,020,088	1,002,516

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

(株)ブレンナレッジシステムズ

(株)シー・エル・エス

(株)アセットコンサルティングフォース

(株)セイリング

(株)ヒューマンベース

(株)コスモピア

(株)T A R A

上記のうち、(株)T A R Aについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

棚卸資産

商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した期において費用として一括処理しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

請負契約

一括して開発・設計・構築等を請け負う取引であり、原則として一定期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合のみ、期末日における見積り総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して売上高を計上しております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。

準委任契約

当社グループの指揮命令下においてお客様との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

派遣契約

労働者派遣契約に基づき当社グループのエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働者派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

(7)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)
(のれんの評価)

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	540,965	527,056

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6)のれんの償却方法及び償却期間」に記載のとおりであり、当該のれんについて、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの減損の兆候の有無については、対象となる子会社の買収時の将来計画と実績との比較及び最新の将来計画に基づき超過収益力の著しい低下の有無を検討しております。超過収益力の評価に当たり、将来計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費等について一定の仮定に基づいて見積りを行っております。これらの仮定は、子会社の過去の実績や事業計画を基礎とし、稼働予定人員数の算定に当たっては将来の不確実性を考慮しています。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変化等により見直しが必要になった場合には、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1)概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2)適用予定日

2025年9月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で評価中ではありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 その他のうち、契約負債の金額は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
契約負債	727千円	45千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
投資有価証券	123,915千円	94,537千円

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	28,800千円	28,800千円
長期借入金	112,800	84,000
計	141,600	112,800

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	120,720千円	121,220千円
給料及び手当	401,668	471,109
賞与引当金繰入額	37,864	14,841
役員賞与引当金繰入額	2,912	-
役員退職慰労引当金繰入額	4,841	-
退職給付費用	10,572	10,761
支払手数料	122,858	145,866
貸倒引当金繰入額	-	331

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	27,443千円	29,377千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	27,443	29,377
税効果額	8,403	8,995
その他有価証券評価差額金	19,040	20,382

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,926,550	-	-	1,926,550
合計	1,926,550	-	-	1,926,550
自己株式				
普通株式(注)	202,553	100,000	14,354	288,199
合計	202,553	100,000	14,354	288,199

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加100,000株は、株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少14,354株は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	9,399
	合計	-	-	-	-	-	9,399

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年12月15日 定時株主総会	普通株式	86,199	利益剰余金	50.00	2022年9月30日	2022年12月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月15日 定時株主総会	普通株式	83,555	利益剰余金	51.00	2023年9月30日	2023年12月18日

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,926,550	-	-	1,926,550
合計	1,926,550	-	-	1,926,550
自己株式				
普通株式（注）	288,199	23,300	11,154	300,345
合計	288,199	23,300	11,154	300,345

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加23,300株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少11,154株は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	19,318
	合計	-	-	-	-	-	19,318

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2023年12月15日 定時株主総会	普通株式	83,555	利益剰余金	51.00	2023年9月30日	2023年12月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年12月18日 定時株主総会	普通株式	84,562	利益剰余金	52.00	2024年9月30日	2024年12月19日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	1,020,088千円	1,002,516千円
現金及び現金同等物	1,020,088	1,002,516

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

株式の取得により新たに株式会社TARAを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	42,788千円
固定資産	4,465
のれん	91,755
流動負債	30,201
固定負債	88,809
株式の取得価額	20,000
現金及び現金同等物	25,166
取得のための支出	5,166

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に確認しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。これについては、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に企業の買収資金、運転資金に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社は、適宜資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	123,915	123,915	-
資産計	123,915	123,915	-
(1)長期借入金(*)	641,343	640,741	602
負債計	641,343	640,741	602

(*)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度(2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	94,537	94,537	-
資産計	94,537	94,537	-
(1)長期借入金(*)	350,539	349,892	647
負債計	350,539	349,892	647

(*)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,020,088	-	-	-
売掛金	756,634	-	-	-
合計	1,776,722	-	-	-

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,002,516	-	-	-
売掛金	876,002	-	-	-
合計	1,878,519	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	217,468	137,436	126,308	70,764	68,364	21,003
合計	217,468	137,436	126,308	70,764	68,364	21,003

当連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	97,414	92,994	70,764	68,364	21,003	-
合計	97,414	92,994	70,764	68,364	21,003	-

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	123,915	-	-	123,915
資産計	123,915	-	-	123,915

当連結会計年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	94,537	-	-	94,537
資産計	94,537	-	-	94,537

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	640,741	-	640,741
負債計	-	640,741	-	640,741

当連結会計年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	349,892	-	349,892
負債計	-	349,892	-	349,892

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	123,915	151,359	27,443
	小計	123,915	151,359	27,443
合計		123,915	151,359	27,443

当連結会計年度(2024年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	94,537	151,359	56,821
	小計	94,537	151,359	56,821
合計		94,537	151,359	56,821

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は確定拠出型の制度として、特定退職金共済制度に加入しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
退職給付債務の期首残高	124,546千円	142,476千円
勤務費用	27,933	30,480
利息費用	215	243
数理計算上の差異及び過去勤務費用の発生額	3,042	3,688
退職給付の支払額	12,830	16,064
退職給付債務の期末残高	142,476	160,337

(2)退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	142,476千円	160,337千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	142,476	160,337
退職給付に係る負債	142,476	160,337
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	142,476	160,337

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
勤務費用	27,933千円	30,480千円
利息費用	215	243
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額	3,042	3,688
退職給付費用	30,760	33,925

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
割引率	0.18%	0.18%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度8,009千円、当連結会計年度8,155千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
販売費及び一般管理費	1,311	3,195

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2021年11月30日	2021年11月30日	2021年11月30日	2024年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1名 (注) 1	受託者 1名 (注) 1	取締役 3名 使用人(執行役員) 1名	取締役 6名 当社社会の取締役及び使用人(執行役員) 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 15,413株	普通株式 17,339株	普通株式 29,863株	普通株式 9,083株
付与日	2021年12月24日	2021年12月24日	2021年12月24日	2024年2月15日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日

新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

(注) 1. 受託者である当社使用人

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	15,413	17,339	29,863	9,083
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	15,413	17,339	29,863	9,083
権利確定後 (株)	-	-	-	-
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

単価情報

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格（円）	2,091	2,091	2,091	2,545
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価	391.30	391.30	391.30	591.50

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第7回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第7回新株予約権
株価変動性（注）1	44.36%
予想残存期間（注）2	3.79年
予想配当（注）3	52.00円 / 株
無リスク利率（注）4	0.23%

（注）1．企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の取扱いに準じて類似上場会社を対象として算定しております

2．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3．2024年9月期の配当実績によっております。

4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,897千円	9,773千円
賞与引当金	46,528	51,596
役員賞与引当金	10,128	4,937
繰越欠損金(注)2	-	34,240
退職給付に係る負債	49,071	55,204
役員退職慰労引当金	19,544	19,544
その他有価証券評価差額金	8,403	17,398
その他	22,721	27,402
繰延税金資産小計	168,295	220,099
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	31,068
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	880	5,418
評価性引当額小計(注)1	880	36,486
繰延税金資産合計	167,414	183,612

(注)1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものです。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2023年9月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	3,172	-	-	-	-	31,068	34,240
評価性引当額	-	-	-	-	-	31,068	31,068
繰延税金資産(2)	3,172	-	-	-	-	-	3,172

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 税務上の繰越欠損金34,240千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産3,172千円を計上しております。当該繰延税金資産3,172千円は、連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高34,240千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年9月30日)	当連結会計年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
連結子会社の税率差異	3.46	3.02
評価性引当額	4.00	6.91
均等割	0.59	0.67
税額控除	0.94	5.22
その他	0.25	0.17
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.46	35.83

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は2023年12月28日開催の取締役会において、株式会社TARAの株式を取得して子会社化することについて決議をし、2024年2月1日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社TARA

事業内容：AI分析に基づくマーケティングリサーチ及び各種情報の収集分析業務

AIカメラに関わるサービス開発、システム開発及び運営業務

情報処理サービス及びコンサルティング業務

企業結合を行った主な理由

株式会社TARAは、クライアント企業に対するデータドリブン経営手法の提供に多くの実績を有しており、AIを駆使しての次世代店舗モデル構想設計や、次世代顧客体験の設計、データサイエンスによるマーケティング強化、店舗オペレーションの高度化・省力化等、オリジナル開発された人物検知AIカメラを駆使し小売業、流通業、通信業、製造業など多岐にわたる大手企業や地方自治体等に対して既に多くの経営コンサルティングサービスの導入実績を有しており、当該機器から得られるデータ分析に基づき、その後のデータドリブン経営提案・経営課題解決コンサルティングまでを提供することで、クライアントから高い評価を得ております。

この度の株式取得により、TARAの有するデータドリブン経営及び経営コンサルティングに向けたノウハウを人物検知AIカメラをフック商材として当社グループが有するITシステムのコンサルティング及び受託開発のリソース・知見を相互に活用し、潜在顧客層である大手企業や中央官庁・地方自治体に対して直接サービス提供できる体制を構築することで、当社が掲げる中長期ビジョンである「答えを創る次世代の経営課題コンサルティング企業」の具現化、並びに、当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

企業結合日

2024年2月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年2月1日から2024年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得原価 20,000千円

取得対価 現金

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

仲介手数料等 25,500千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

91,755千円

(2) 発生原因

株式会社TARAにおける今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	42,788千円
固定資産	4,465
資産合計	47,254
流動負債	30,201
固定負債	88,809
負債合計	119,010

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該金額の概算額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2023年9月30日)及び当連結会計年度(2024年9月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、システムソリューションサービス事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	システムソリューション サービス事業
一時点で移転されるサービス	25,700
一定の期間にわたり移転されるサービス	6,460,845
顧客との契約から生じる収益	6,486,545
その他の収益	-
外部顧客への売上高	6,486,545

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	システムソリューション サービス事業
一時点で移転されるサービス	34,815
一定の期間にわたり移転されるサービス	7,130,969
顧客との契約から生じる収益	7,165,784
その他の収益	-
外部顧客への売上高	7,165,784

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	643,460	756,634
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	756,634	876,002
契約資産(期首残高)	203,953	78,032
契約資産(期末残高)	78,032	68,507
契約負債(期首残高)	724	727
契約負債(期末残高)	727	45

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において「売掛金」に含まれております。

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了している履行義務のうち、未請求となっている売掛金に関するものであります。契約資産は、検収時に売上債権に振替えられます。

契約負債は、約束したサービスの支配が顧客に移転するより前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。なお、当該連結会計年度ののれん償却額は99,547千円、未償却残高は540,965千円であります。

当連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社グループは、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。なお、当該連結会計年度ののれん償却額は105,664千円、未償却残高は527,056千円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	㈱リサ・パートナーズ	東京都港区	100,000	金融業	（被所有） 直接 10.37	役員の受入	自己株式の取得	215,600	-	-

(注) 1. 「議決権等の所有割合」及び「関連当事者との関係」については、自己株式取得時点のものを記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得については、2022年12月15日の定時株主総会決議に基づく2022年12月21日の取締役会決議に基づき、2022年12月14日の終値2,156円で取引を行っております。なお、自己株式の取得の結果、㈱リサ・パートナーズは、関連当事者に該当しなくなりました。

当連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	642.40円	819.91円
1株当たり当期純利益	264.72円	246.23円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	264.71円	246.17円

1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	438,431	404,033
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(千円)	438,431	404,033
普通株式の期中平均株式数(株)	1,656,217	1,640,908
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後) (千円))	(-)	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後) (千円))	(-)	(-)
普通株式増加数(株)	47	355
(うち転換社債(株))	(-)	(-)
(うち新株予約権(株))	(47)	(355)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第5回ストック・オプション(株 式の数17,339株)及び第6回ス tock・オプション(株式の数 29,863株)	第5回ストック・オプション(株 式の数17,339株)、第6回ス tock・オプション(株式の数29,863 株)及び第7回ストック・オ プション(株式の数9,083株)

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議し、自己株式の消却を実施いたしました。

1. 自己株式の消却を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 消却する株式の種類

当社普通株式

3. 消却する株式の数

140,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合 7.27%)

4. 消却日

2024年11月29日

5. 消却後の発行済株式総数

1,786,550株

(株式分割)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げることによって、当社株式のさらなる流動性の向上と投資家層の拡大をはかり、株主様とより広くつながっていくことを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年12月31日(火)を基準日として、同日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,786,550株

今回の分割により増加する株式数 1,786,550株

株式分割後の発行済株式総数 3,573,100株

株式分割後の発行可能株式総数 7,395,000株

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2024年11月29日を消却予定日として、自己株式140,000株の消却を行うことを決議いたしました。上記の発行済株式総数は、当該自己株式消却後の株式数となります。

(3) 分割の日程

基準日公告日 2024年12月13日(金)

基準日 2024年12月31日(火)

効力発生日 2025年1月1日(水)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	321.20円	409.96円
1株当たり当期純利益	132.36円	123.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	132.36円	123.09円

(5) 新株予約権の行使価額の調整

本株式分割に伴い、2025年1月1日以降、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権 (発行決議日)	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第5回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第6回新株予約権 (2021年11月30日)	2,091円	1,046円
第7回新株予約権 (2024年1月19日)	2,545円	1,273円

(自己株式の取得)

当社は、2024年12月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現及び資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 自己株式取得に関する決議の内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

239,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.35%)

株式の取得価額の総額

220,000,000円(上限)

取得期間

2025年1月6日～2025年6月30日

取得の方法

東京証券取引所グロース市場における市場買付

当社は2024年11月14日開催の臨時取締役会において、2024年12月31日(火)(実質上2024年12月30日(月))を基準日として、同日における最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割することについて決議いたしました。なお、効力発生日は2025年1月1日(水)であります。上記の取得する株式の総数は、当該株式分割後の株式数となります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	25,300	0.40	-
1年以内に返済予定の長期借入金	217,468	97,414	0.50	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	423,875	253,125	0.50	2029年3月31日
合計	641,343	375,839	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	92,994	70,764	68,364	21,003

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,648,906	3,418,767	5,263,470	7,165,784
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	139,299	274,073	455,685	629,675
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	89,036	180,810	290,785	404,033
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	54.34	110.06	176.85	246.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	54.34	55.71	66.76	69.44

(注) 第3四半期に係る四半期報告書は提出してありませんが、第3四半期に係る各数値については金融商品取引所の定める規則により作成した四半期情報を記載しており、期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,939	41,089
売掛金	1 48,108	1 57,275
前払費用	9,379	10,153
未収入金	1 8,619	1 4,340
立替金	566	-
流動資産合計	102,613	112,859
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	42,627	42,627
減価償却累計額	19,621	23,765
建物附属設備(純額)	23,006	18,862
工具、器具及び備品	12,992	16,070
減価償却累計額	9,162	11,368
工具、器具及び備品(純額)	3,830	4,702
有形固定資産合計	26,836	23,564
無形固定資産		
ソフトウェア	9,528	7,241
無形固定資産合計	9,528	7,241
投資その他の資産		
投資有価証券	2 123,915	2 94,537
関係会社株式	1,851,730	1,897,230
長期前払費用	24,712	48,608
ゴルフ会員権	-	2,277
繰延税金資産	38,496	51,308
敷金	47,935	44,032
投資その他の資産合計	2,086,790	2,137,995
固定資産合計	2,123,154	2,168,801
資産合計	2,225,768	2,281,661

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 799,830	1 1,087,130
1年内返済予定の長期借入金	2 217,468	2 97,414
未払金	1 31,038	1 39,410
未払費用	4,178	1,745
未払法人税等	58,220	58,649
未払消費税等	17,790	14,123
預り金	3,726	3,357
賞与引当金	1,694	1,458
役員賞与引当金	2,912	-
流動負債合計	1,136,859	1,303,289
固定負債		
長期借入金	2 423,875	2 253,125
退職給付引当金	2,776	2,326
長期末払金	63,828	63,828
固定負債合計	490,481	319,280
負債合計	1,627,340	1,622,569
純資産の部		
株主資本		
資本金	193,661	193,661
資本剰余金		
資本準備金	103,661	103,661
その他資本剰余金	29,733	35,552
資本剰余金合計	133,394	139,213
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	872,781	963,135
利益剰余金合計	872,781	963,135
自己株式	591,768	616,813
株主資本合計	608,068	679,195
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	19,040	39,422
評価・換算差額等合計	19,040	39,422
新株予約権	9,399	19,318
純資産合計	598,427	659,091
負債純資産合計	2,225,768	2,281,661

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)	当事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
営業収益	1 544,479	1 621,751
営業費用	2 364,296	2 361,915
営業利益	180,182	259,835
営業外収益		
受取利息	1 113	5
受取配当金	-	1,665
為替差益	10	176
その他	2	2
営業外収益合計	125	1,849
営業外費用		
支払利息	1 9,259	1 8,669
貸倒損失	-	2,461
その他	477	-
営業外費用合計	9,737	11,131
経常利益	170,571	250,553
税引前当期純利益	170,571	250,553
法人税、住民税及び事業税	59,381	80,460
法人税等調整額	4,658	3,816
法人税等合計	54,722	76,643
当期純利益	115,848	173,909

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	193,661	103,661	31,991	135,652	843,133	405,641	766,805
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	86,199	-	86,199
当期純利益	-	-	-	-	115,848	-	115,848
自己株式の取得	-	-	-	-	-	215,600	215,600
自己株式の処分	-	-	2,258	2,258	-	29,473	27,215
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2,258	2,258	29,648	186,126	158,736
当期末残高	193,661	103,661	29,733	133,394	872,781	591,768	608,068

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	8,087	774,892
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	86,199
当期純利益	-	-	-	115,848
自己株式の取得	-	-	-	215,600
自己株式の処分	-	-	-	27,215
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	19,040	19,040	1,311	17,728
当期変動額合計	19,040	19,040	1,311	176,465
当期末残高	19,040	19,040	9,399	598,427

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	193,661	103,661	29,733	133,394	872,781	591,768	608,068
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	83,555	-	83,555
当期純利益	-	-	-	-	173,909	-	173,909
自己株式の取得	-	-	-	-	-	47,948	47,948
自己株式の処分	-	-	5,818	5,818	-	22,902	28,721
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	5,818	5,818	90,353	25,045	71,126
当期末残高	193,661	103,661	35,552	139,213	963,135	616,813	679,195

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	19,040	19,040	9,399	598,427
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	83,555
当期純利益	-	-	-	173,909
自己株式の取得	-	-	-	47,948
自己株式の処分	-	-	-	28,721
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	20,382	20,382	9,918	10,463
当期変動額合計	20,382	20,382	9,918	60,663
当期末残高	39,422	39,422	19,318	659,091

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物附属設備 8～15年

・工具、器具及び備品 6～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した期において費用として一括処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(関係会社株式の評価)

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	1,851,730	1,897,230

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社株式については、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)」の1に記載のとおり計上しています。当該株式の実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、関係会社株式のうち超過収益力を加味した価額で取得した株式については、実質価額に超過収益力を反映しております。超過収益力を考慮するに当たっては、最新の経営環境等を考慮して将来の事業計画を策定することによって超過収益力が毀損していないか検証しています。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の実質価額の低下の把握や回復可能性の判定においては、対象となる子会社の取得時の将来計画と実績との比較及び最新の将来計画に基づき検討しております。将来計画策定においては、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費等について一定の仮定を用いています。これらの仮定は、子会社の過去の実績や事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮しています。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変化等により見直しが必要になった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
流動資産		
売掛金	48,108千円	56,945千円
未収入金	4,414	4,340
流動負債		
短期借入金	799,830	1,061,830
未払金	926	1,487

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
投資有価証券	123,915千円	94,537千円

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
1年以内返済長期借入金	28,800千円	28,800千円
長期借入金	112,800	84,000
計	141,600	112,800

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引

	前事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)	当事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
営業取引による取引高		
関係会社への営業収入	544,479千円	619,351千円
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息	112	-
支払利息	3,220	5,402

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)	当事業年度 (自2023年10月1日 至2024年9月30日)
役員報酬	120,720千円	121,220千円
給料及び手当	49,595	47,295
役員退職慰労引当金繰入額	4,841	-
賞与引当金繰入額	1,694	1,458
役員賞与引当金繰入額	2,912	-
支払手数料	90,173	80,390
減価償却費	5,865	6,517

(有価証券関係)

前事業年度(2023年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は1,851,730千円)は、市場価格がないことから時価を記載しておりませ
ん。

当事業年度(2024年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は1,897,230千円)は、市場価格がないことから時価を記載しておりませ
ん。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,903千円	3,025千円
賞与引当金	518	446
役員賞与引当金	891	-
役員退職慰労引当金	19,544	19,544
退職給付引当金	773	648
資産除去債務	5,775	6,970
株式報酬費用	1,009	3,067
その他有価証券評価差額金	8,403	17,398
その他	323	207
繰延税金資産合計	38,496	51,308
繰延税金資産の純額	38,496	51,308

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
税額控除	0.32	1.07
住民税均等割	0.17	0.12
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.08	1.03
その他	0.52	0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.08	30.59

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、契約内容に
応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識して
おります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物附属設備	42,627	-	-	42,627	23,765	4,143	18,862
工具、器具及び備品	12,992	3,453	375	16,070	11,368	2,205	4,702
有形固定資産計	55,620	3,453	375	58,698	35,133	6,349	23,564
無形固定資産							
ソフトウェア	29,041	-	-	29,041	21,799	2,286	7,241
無形固定資産計	29,041	-	-	29,041	21,799	2,286	7,241
長期前払費用	24,712	28,721	4,825	48,608	-	-	48,608

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

2. 「長期前払費用」の「当期増加額」は株式報酬の付与によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	1,694	1,458	1,694	-	1,458
役員賞与引当金	2,912	-	2,912	-	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://hch-ja.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第7期）（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日） 2023年12月18日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年12月18日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第8期第1四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日） 2024年2月14日関東財務局長に提出。

（第8期第2四半期）（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日） 2024年5月15日関東財務局長に提出。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2024年5月1日 至 2024年5月31日） 2024年6月12日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2024年6月1日 至 2024年6月30日） 2024年7月5日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2024年7月1日 至 2024年7月31日） 2024年8月7日関東財務局長に提出。

報告期間（自 2024年8月1日 至 2024年8月31日） 2024年9月9日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年12月19日

株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 瀬 朋 子 印

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンクリエイションホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、システムソリューションサービス事業における成長戦略の一環としてM&Aを活用しており、2024年9月30日時点で、連結貸借対照表にのれんを527,056千円計上している。また、当該金額は総資産の17.7%を占めていることから、金額的重要性が高い。</p> <p>会社は、買収時に発生したのれんをその対象となる子会社の超過収益力として認識している。また、連結会計年度末において、その対象会社ごとに買収時における事業計画の達成状況を把握し、さらに、最新の経営環境等を考慮して将来の事業計画を策定することによって超過収益力が毀損していないか検証し、減損の兆候を把握している。</p> <p>会社は、将来の事業計画の策定における重要な仮定として、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費を用いているが、これには、経営環境の変化等の不確実性が存在し、また、経営者の判断により重要な影響を受けることとなる。そのため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子会社の過年度の事業計画について実績との比較分析を行うとともに、事業内容や会社グループの成長戦略において期待されていた機能等の重要な変化の有無を確かめることで、当連結会計年度末における会社の見積方法への影響を検討した。 子会社の将来の事業計画について、経営者と協議することにより、子会社のおかれた経営環境等を踏まえた合理性、その実行に係る意思及び能力等を検討した。 子会社の将来の事業計画について、取締役会によって適切に承認されていることを確かめるとともに、のれんの評価に係る会社の作成資料で使用された事業計画との整合性を確かめた。また、会社ののれんの評価方法の適切性及び継続性を検討した。 子会社の将来の事業計画の策定における重要な仮定である稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費について、過年度実績との比較による趨勢分析を行い、人材市場を踏まえた今後の採用計画・方針等に基づく合理的かつ実行可能なものとなっているか検討した。 子会社の過年度の事業計画の達成状況及び将来の事業計画等に基づき、減損の兆候の把握が適切に行われているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ヒューマンクリエーションホールディングスの2024年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ヒューマンクリエーションホールディングスが2024年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月19日

株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 瀬 朋 子 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンクリエーションホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンクリエーションホールディングスの2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、設立出資の他、成長戦略の一環としてM&Aを活用し、連結子会社7社とともにシステムソリューションサービス事業を展開しており、2024年9月30日時点で、貸借対照表に関係会社株式を1,897,230千円計上している。また、当該金額は総資産の83.2%を占めていることから、金額的重要性が高い。</p> <p>会社は、事業年度末の関係会社株式の評価において、関係会社株式の実質価額が著しく低下しているかどうか把握し、実質価額が著しく低下している場合には、将来の事業計画に基づいて、実質価額の回復可能性の判定を行っている。なお、関係会社株式の取得時に、取得先企業の純資産に加え、取得先企業の将来の事業計画に基づく超過収益力を加味してその取得価額を決定している場合には、取得先企業の財政状態のみならず、超過収益力も考慮して実質価額の著しい低下の判定を行っている。超過収益力を考慮するに当たっては、最新の経営環境等を考慮して将来の事業計画を策定することによって超過収益力が毀損していないか検証している。</p> <p>会社は、将来の事業計画の策定における重要な仮定として、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費を用いているが、これには、経営環境の変化等の不確実性が存在し、また、経営者の判断により重要な影響を受けることとなる。そのため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係会社の過年度の事業計画について実績との比較分析を行うとともに、事業内容や会社グループの成長戦略において期待されていた機能等の重要な変化の有無を確かめることで、当事業年度末における会社の見積方法への影響を検討した。 関係会社の将来の事業計画について、経営者と協議することにより、関係会社のおかれた経営環境等を踏まえた合理性、その実行に係る意思及び能力等を検討した。 関係会社の将来の事業計画について、取締役会によって適切に承認されていることを確かめるとともに、関係会社株式の評価に係る会社の作成資料で使用された事業計画との整合性を確かめた。また、会社の関係会社株式の評価方法の適切性及び継続性を検討した。 関係会社の将来の事業計画の策定における重要な仮定である稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費について、過年度実績との比較による趨勢分析を行い、人材市場を踏まえた今後の採用計画・方針等に基づく合理的かつ実行可能なものとなっているか検討した。 関係会社の純資産及び将来の事業計画に基づいて、関係会社株式の実質価額の著しい低下の判定及び実質価額の回復可能性の判定が適切に行われているか、及び超過収益力が毀損していないか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。